

# 公共工事の現状と今後の取り組み

---

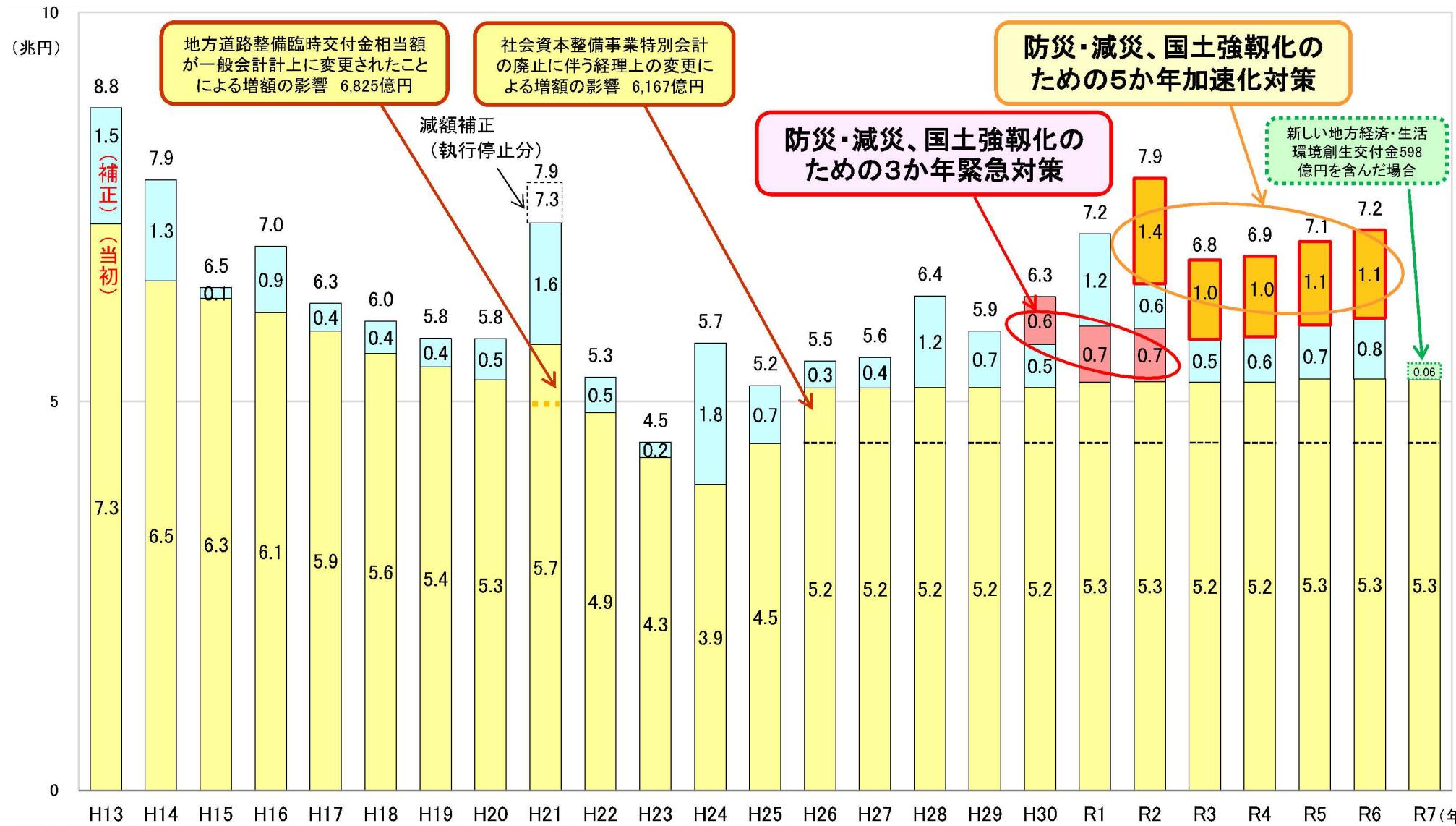
令和7年12月  
国土交通省 九州地方整備局  
企画部技術管理課

- 1. 予算関係**
- 2. 国土強靭化**
- 3. 建設業の現状と課題**
- 4. 働き方の取り組みについて**
- 5. 働き方の取り組み（九州地方整備局）**
- 6. 建設資材等の高騰対策について**
- 7. 建設キャリアアップシステムについて**
- 8. I-con2.0、CIM等の取り組み**
- 9. 建設現場のカーボンニュートラルに向けて**
- 10. その他**

# 1. 予算関係

---

## 公共事業関係費(国土交通省)の推移



(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

(注3) 防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化対策の1～5年目分は、それぞれ令和2～6年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応枠(2,476億円)、令和6年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応枠(2,467億円)及び緊急防災枠(2,183億円)を含む。

(注4) 令和3年度当初予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共交通事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

(注5) 令和5年度当初予算額(5兆2,878億円)は、水道事業の移管分375億円(うち生活基盤施設耐震化等交付金202億円は行政経費から公共事業関係費へ組替え)を厚生労働省から国土交通省へ

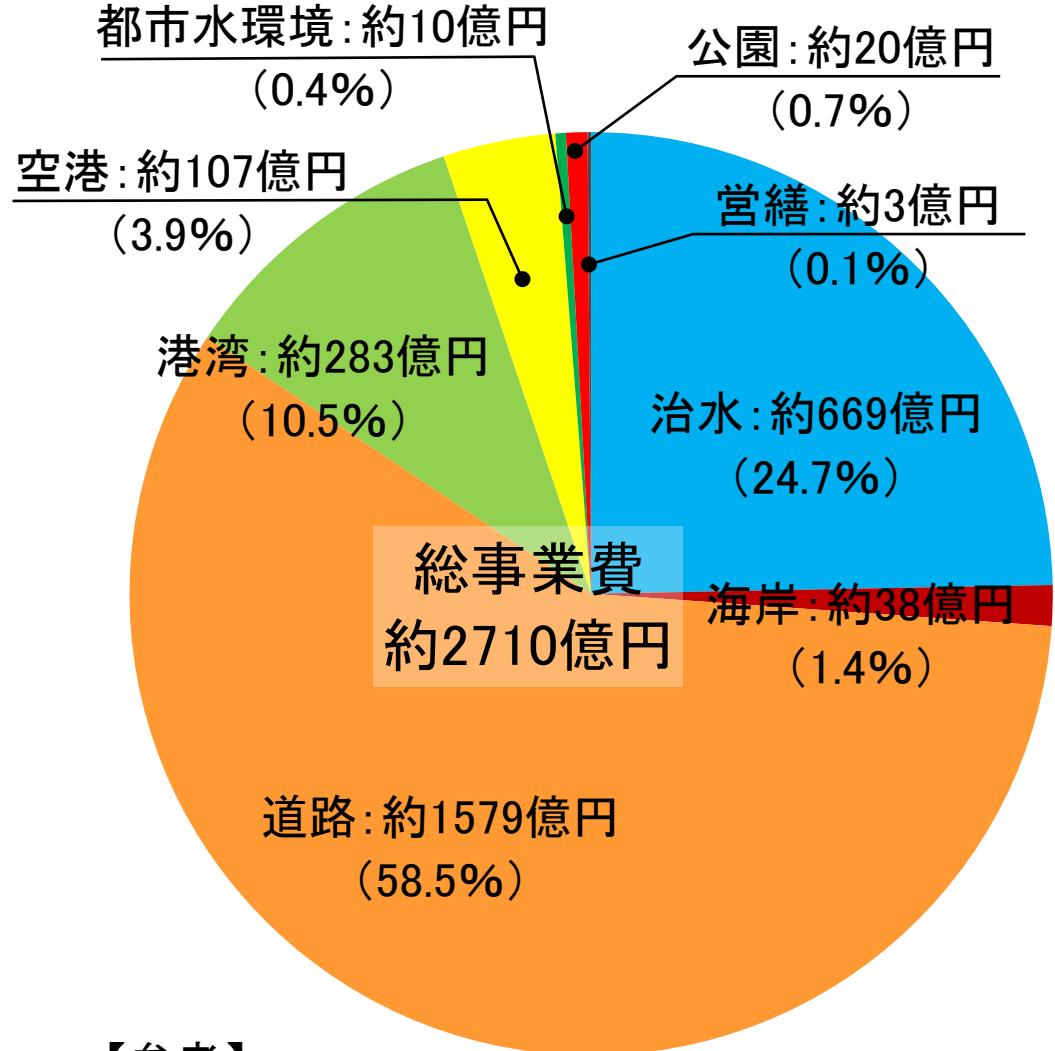
組替えた後の額であり、水道事業の移管分を除いた場合、5兆2,502億円である。

(注6) 令和6年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業（500億円）を含む。

# 九州地方整備局の令和7年度当初予算

## 令和7年度当初予算の基本方針

- 令和7年度九州地方整備局関係予算については、「令和2年7月豪雨等からの復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「地方創生2.0に資する個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」に重点をおき、令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取り組みを進め、施策効果の早期発現を図ります。
- 多様な災害リスクに対し、安全・安心な社会の実現を目指すために、インフラの老朽化対策をはじめ「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を計画的に推進します。
- 生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進やグリーン化施策等による経済好循環、コンパクトシティの推進等による誰もが安心して暮らせる生活環境の整備等に取り組みます。



## 【参考】

令和7年度 国土交通省関係当初予算(全国)  
直轄事業: 約2兆5,482億円

※直轄事業のみ ※ゼロ国債除く

※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

# 令和8年度 概算要求(国土交通省関係)

## 令和8年度 予算概算要求概要

令和7年8月

国土交通省

### 第1 令和8年度予算概算要求のポイント

#### I. 令和8年度予算概算要求額

##### 1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 812億円 (1.19倍)

公共事業関係費 6兆2,820億円 (1.19倍)

○一般公共事業費 6兆2,403億円 (1.19倍)

○災害復旧等 416億円 (1.00倍)

非公共事業 7,992億円 (1.18倍)

○その他施設費 873億円 (1.49倍)

○行政経費 7,119億円 (1.15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 367億円 (0.60倍)

2. 財政投融資 1兆6,413億円 (1.23倍)

- 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
  - ・第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
  - ・労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
  - ・北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
  - ・一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
  - ・日米協力を踏まえた造船についての強靭なサプライチェーンの構築に必要な経費

# 令和7年度 国土交通省関係補正予算の概要

## 補正予算国費総額

**3兆 557億円**

公	2兆 873億円
非	9,684億円

### I. 生活の安全保障・物価高への対応

**8, 298億円**

公	1,387億円
非	6,911億円

#### 1. 足元の物価高への対応

**36億円**

公	18億円
非	19億円

#### 2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

**8,043億円**

公	1,289億円
非	6,754億円

#### 3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

**218億円**

公	80億円
非	138億円

### II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現 2兆1, 483億円

公	1兆 9,421億円
非	2,062億円

#### 1. 経済安全保障の強化

**1,215億円**

公	6億円
非	1,209億円

#### 2. エネルギー・資源安全保障の強化

**2,158億円**

公	1,851億円
非	307億円

#### 3. 防災・減災・国土強靭化の推進

**1兆 8,003億円**

公	1兆 7,527億円
非	476億円

#### 4. 未来に向けた投資の拡大

**107億円**

公	38億円
非	69億円

### III. 防衛力と外交力の強化

**776億円**

公	65億円
非	711億円

#### 1. 外交・安全保障環境の変化への対応

**765億円**

公	65億円
非	700億円

#### 2. 米国関税への対応

**11億円**

非	11億円
---	------

※ 1 公は公共事業関係費、非は非公共事業費である。

※ 2 計数は四捨五入の関係で端数において合計と一致しない場合がある。

※ 3 デジタル庁一括計上分を含む。

※ 4 G X 経済移行債（環境省事業。国土交通省と環境省で連携して実施）を含む。

上記のほか、

(1) ゼロ国債（事業費 777億円）

(2) 事業加速円滑化国債（事業費 1,291億円（R7 支出予定額を含む））

(3) 財政投融資（156億円）

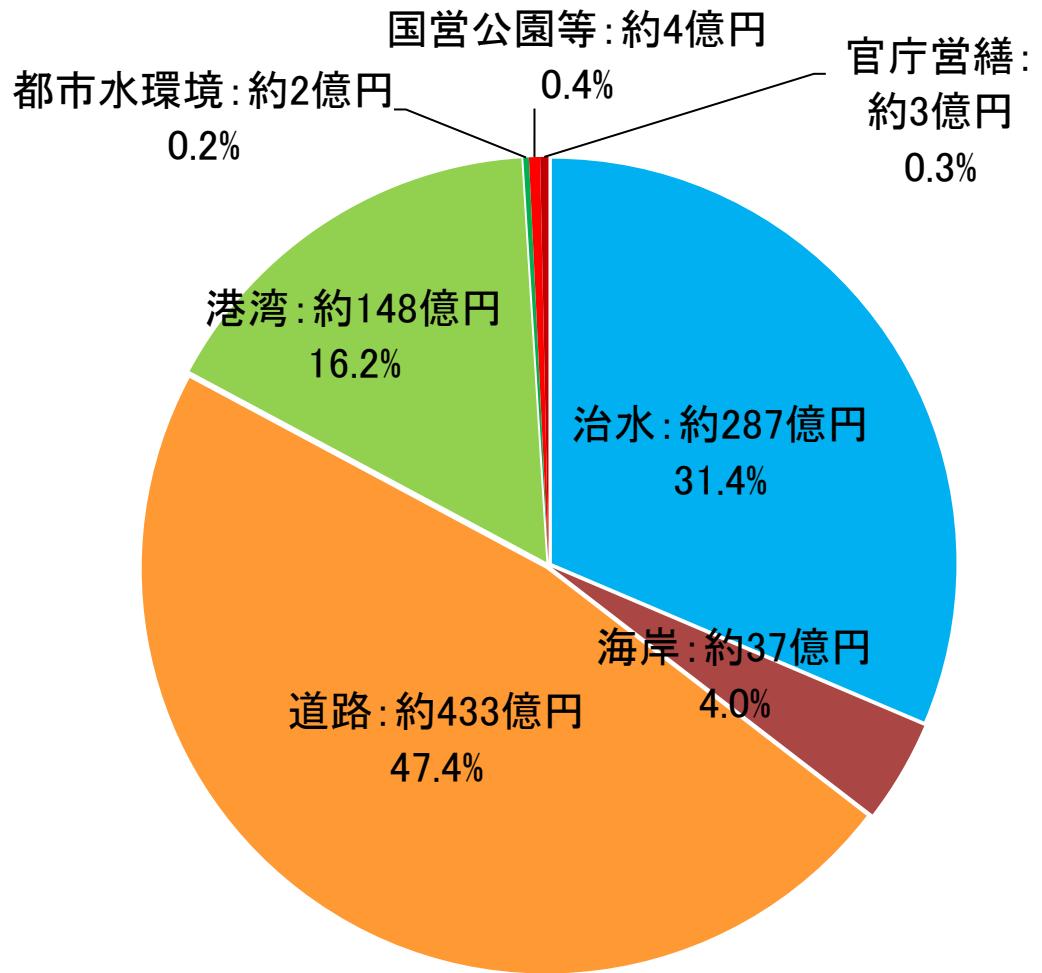
(4) 国営追悼・祈念施設整備事業に係る費用の追加

（東日本大震災復興特別会計 2.1億円）

等がある。

## 令和7年度補正予算の基本的考え方

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、取り組む施策として掲げられた
  - I. 生活の安全保障・物価高への対応
  - II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
 の二つの柱について、各項目を実施する。
- 「I. 生活の安全保障・物価高への対応」においては
  - (1)足元の物価高への対応
  - (2)地方の伸び代の活用と暮らしの安定
  - (3)中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備
 に取り組む。
- 「II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」においては、
  - (1)経済安全保障の強化
  - (2)エネルギー・資源安全保障の強化
  - (3)防災・減災・国土強靭化の推進
  - (4)未来に向けた投資の拡大
 に取り組む。

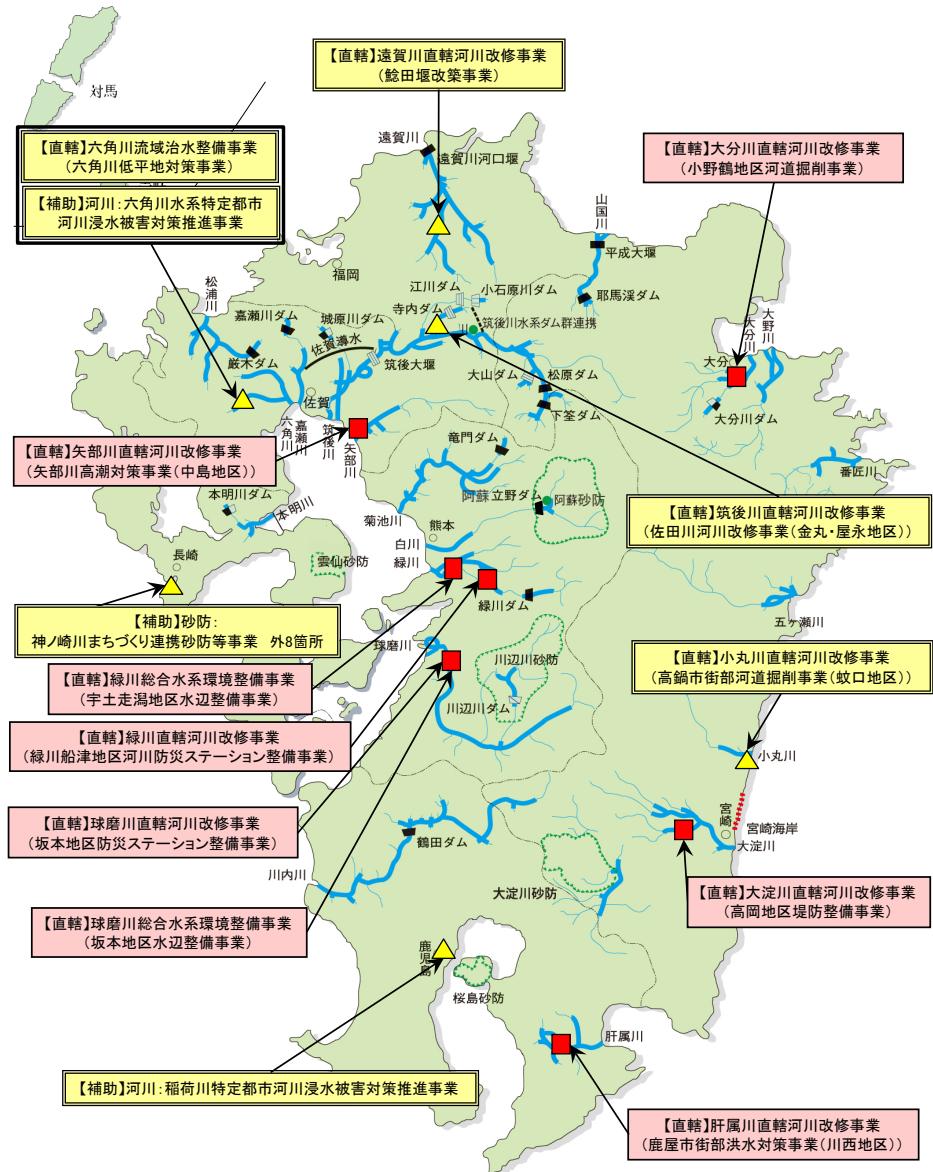


九州地整関係 直轄事業合計 約916億円  
 【参考】国土交通省関係 直轄事業合計 約6,526億円

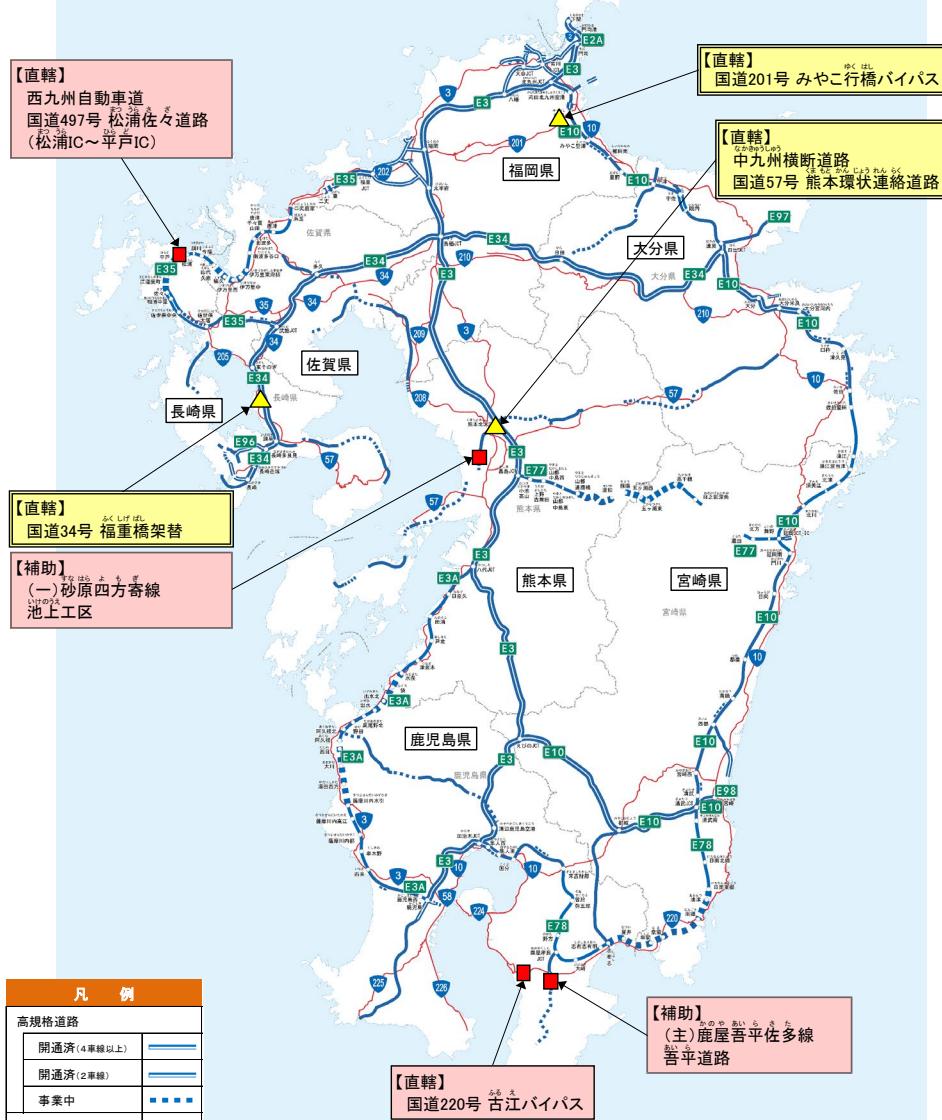
※計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。  
 ※上記の事業費にはゼロ国債は含まれない。

# 令和7年度 主な新規事業個所位置図

## 河川事業



## 道路事業



△ : 新規事業  
■ : 完成(供用)事業(部分完成・部分供用含む)

△ : 新規事業  
■ : 完成(開通)事業(部分完成・部分開通含む)

## **2. 国土強靭化**

## 第3章 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の進捗管理

## 1 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

【令和7年5月時点の集計】

区分	事業規模の目途 <閣議決定時>	<1年目> 令和2年度第3次補正等		<2年目> 令和3年度補正等		<3年目> 令和4年度第2次補正等		<4年目> 令和5年度補正等		<5年目> 令和6年度補正等		累計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（加速化・深化化）	おおむね15兆円程度 (うち国費は7兆円台半ば)	約4.16兆円	約1.96兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.70兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	約3.06兆円	約1.52兆円 [約1.30兆円]	約2.65兆円	約1.45兆円 [約1.16兆円]	事業規模 約15.6兆円 (うち国費 約8.0兆円)
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約2.51兆円	約1.17兆円	約2.16兆円	約1.13兆円	事業規模 約12.7兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.49兆円	約0.29兆円	約0.44兆円	約0.27兆円	事業規模 約2.6兆円
3 土国強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.3兆円

(注1) 事業規模には財政投融資によるものも含まれる。

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

(注3) 5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,636億円）を含む。

(注4) 5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,756億円）を含む。

(注5) 金額には含まれていないが、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、緊急に対処すべき経費として、緊急防災枠（国費2,500億円、事業費3,691億円）がある。

※府省庁別の支出額等（令和5年度決算完了時点）は別途集計作業を行っており、令和7年夏を目途に公表予定

## 2 123対策の進捗状況

## (1) KPIに基づく目標達成の見通し

・最新の目標達成の見通しを確認した結果、9割以上の施策が「目標達成の見込み」または「課題対応次第で達成可能」の状況。

123対策（161施策）のうち、98施策が「目標達成の見込み（達成済みを含む）」、48施策が「課題対応次第で達成可能」、15施策が5か年加速化対策の期間中に「達成困難」の見通し。

## (2) 取組事例と効果発現の状況

- ・度重なる線状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、**防災・減災効果を発現**
- ・更なる効果発現に向けては、**ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等が課題**

## 3 今後の課題

気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化／**切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震**対策の推進／加速度的に進行する**インフラ老朽化**への対応／**人口減少、少子高齢化**が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進／**人材確保**への対応と**革新的技術の活用**等

## 4 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策施策別評価シート

- ・5か年加速化対策123対策（161施策）ごとに、予算の状況、KPI・補足指標の状況、対策推進に当たっての課題や工夫、目標達成の見通し、整備効果事例、今後の課題等を整理し、**適切なフォローアップを実施**

## 第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等) ○5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等) ○状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

### (災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

### (人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靭化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靭化」等の推進

### (事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

## 第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

## 第3章 計画期間内に実施すべき施策 (全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靭化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別避難計画作成</li> <li>・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト</li> </ul> <p>→ 60施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な航路開拓のための体制の整備</li> <li>・衛星通信システムに関する制度整備等</li> </ul> <p>→ 109施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等</li> <li>・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働</li> </ul> <p>→ 56施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院におけるBCPの策定</li> <li>・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化</li> </ul> <p>→ 65施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用</li> <li>・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動</li> </ul> <p>→ 72施策</p>

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

## 第4章 推進が特に必要となる施策 (全114施策 (234指標))

### 1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るために、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定**。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靭化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実</li> <li>○関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進</li> <li>○障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化</li> <li>○発災後の残存リスクの管理</li> <li>○予防保全型メンテナンスへの早期転換等</li> </ul> <p>→ 28施策 (76指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防保全型メンテナンスへの早期転換</li> <li>○広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化</li> <li>○上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化</li> <li>○送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用</li> <li>○通信システムの災害時自立性の強化等</li> </ul> <p>→ 42施策 (87指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国的地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等)</li> <li>○一元的な情報収集・提供システムの構築</li> <li>○フェーズフリーなデジタル体制の構築等</li> </ul> <p>→ 16施策 (24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化</li> <li>○密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進</li> <li>○保健・医療・福祉支援の体制・連携強化</li> <li>○立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進</li> <li>○国土強靭化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等</li> </ul> <p>→ 13施策 (18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スマート基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善</li> <li>○国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化</li> <li>○避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化</li> <li>○避難所等における自立分散型の電源・エネルギー・システムの構築</li> <li>○発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等</li> </ul> <p>→ 16施策 (29指標)</p>

### 2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目標とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・彈力的に対応**。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靭化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

## 第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)

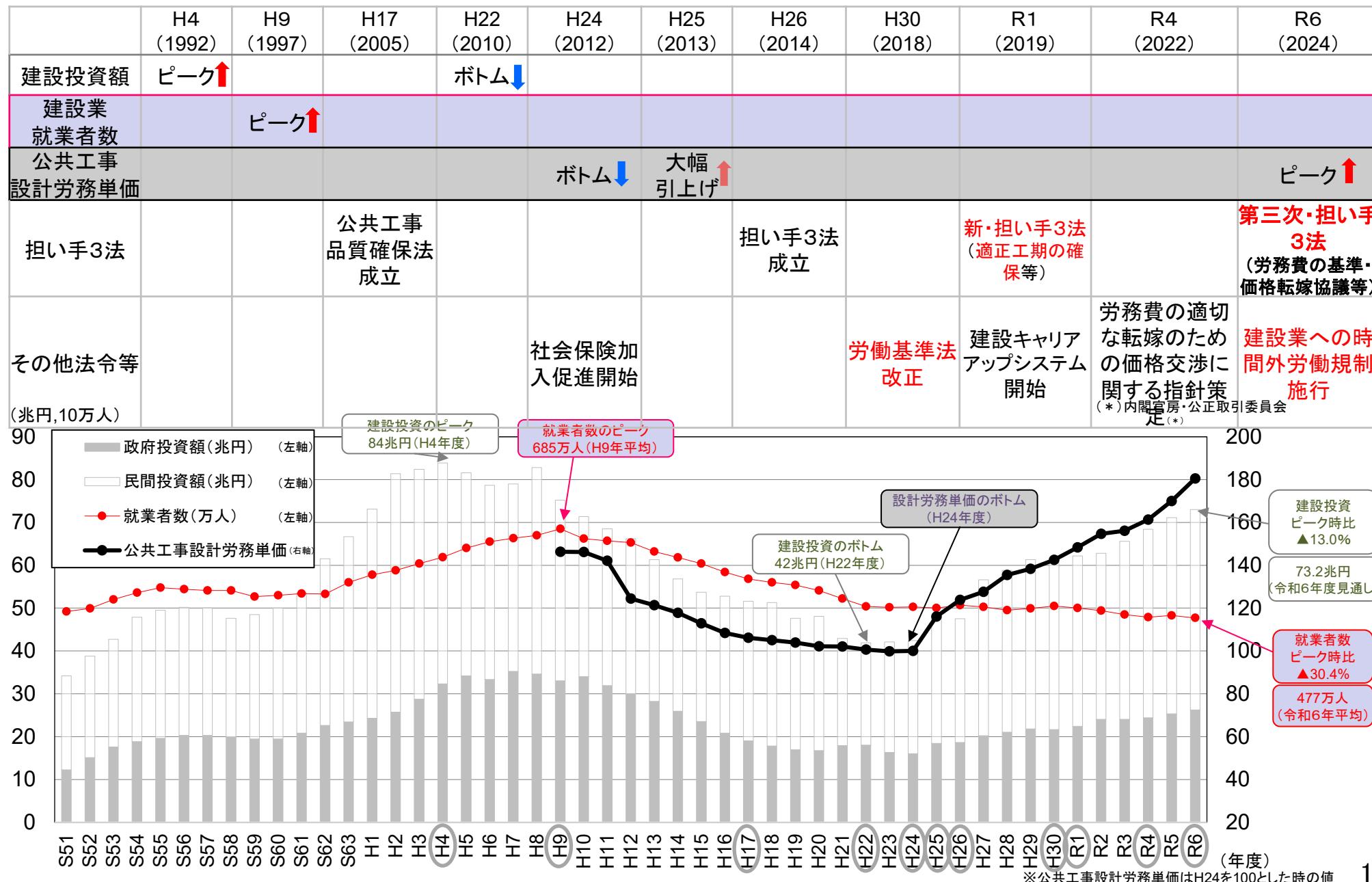
○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

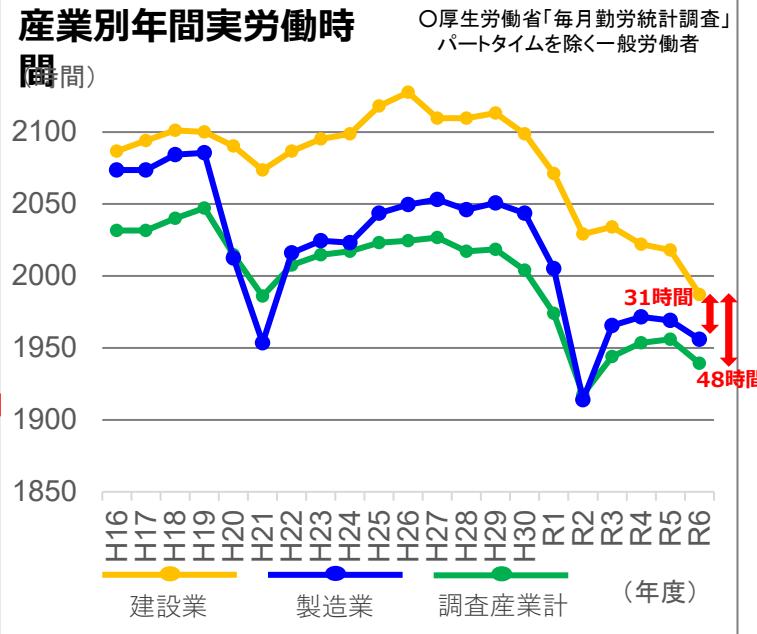
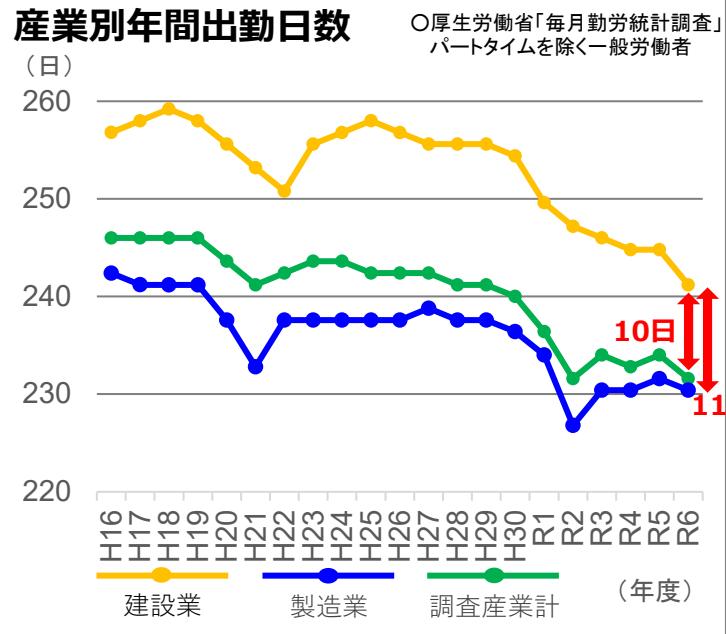
### 3. 建設業の現状と課題

---

# 建設業における処遇改善の取組



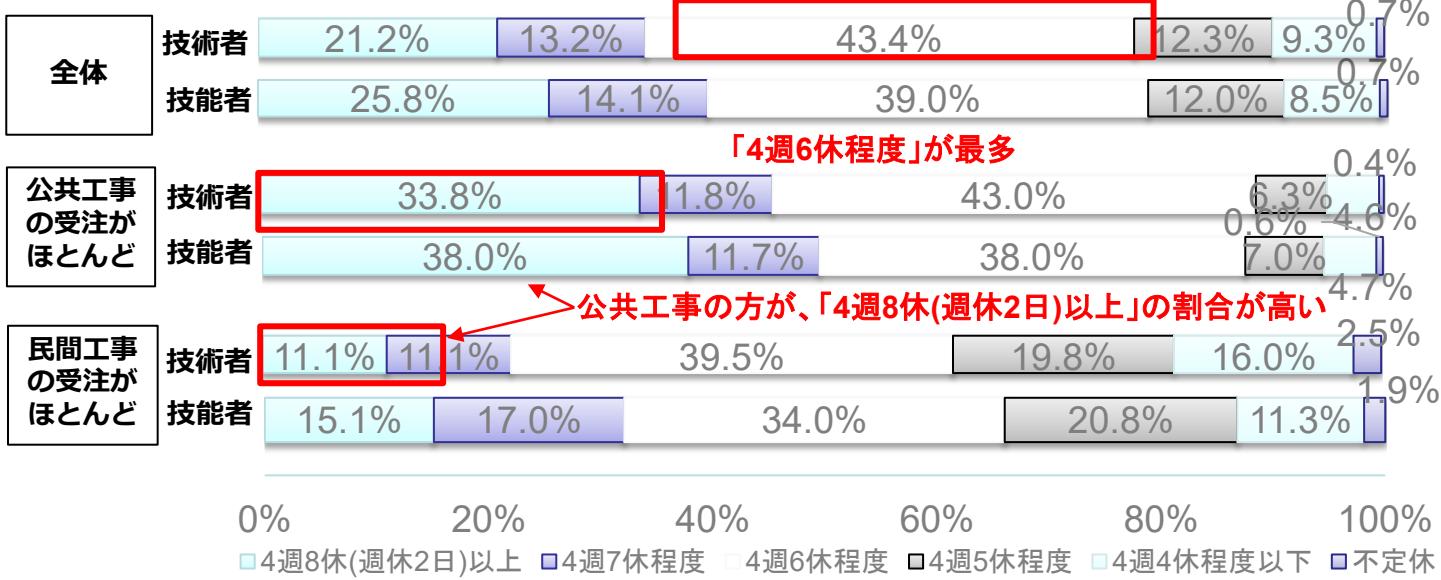
# 建設産業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況

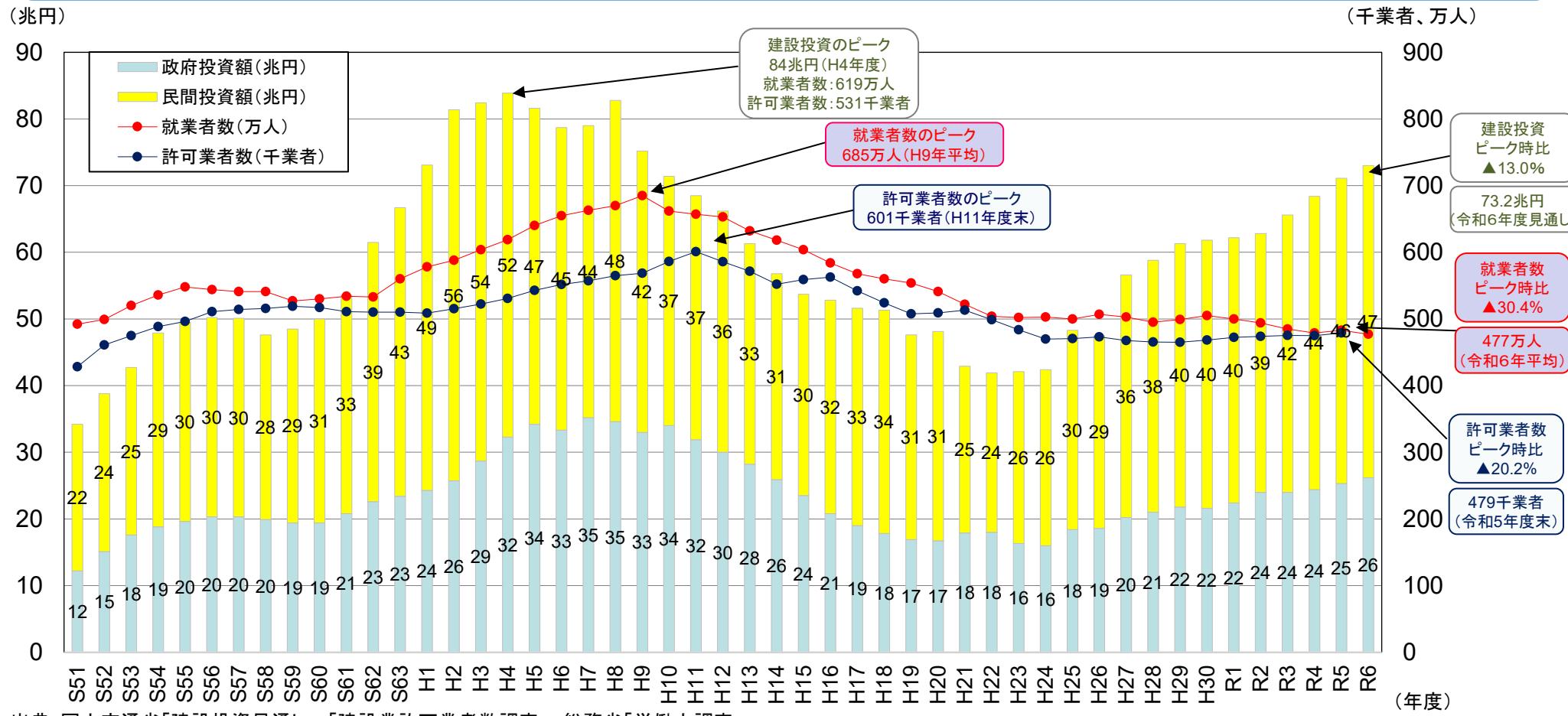


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができない場合が多い。

出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和6年8月6日公表)

## 建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移(全国)

- 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成22年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し(ピーク時から約13%減)。
- 建設業者数(令和5年度末)は約48万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約20%減。
- 建設業就業者数(令和6年平均)は477万人で、ピーク時(平成9年平均)から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し  
※平成27年度の建設投資額から建築補修(改修・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

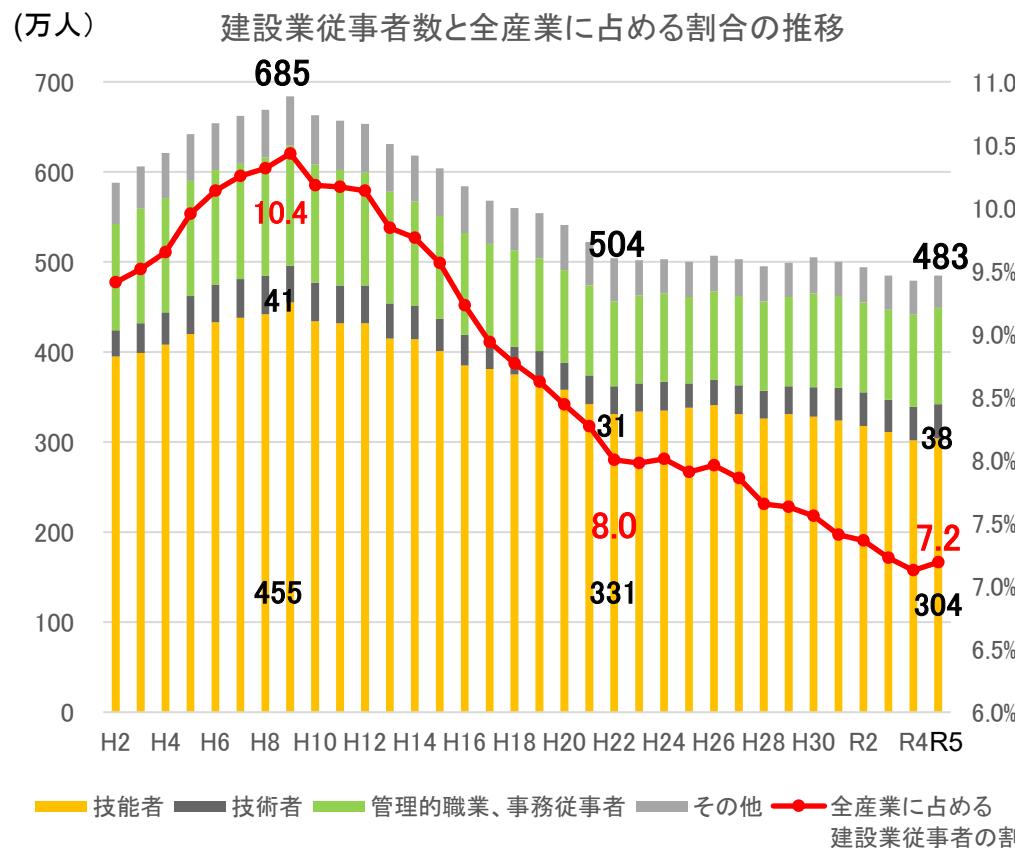
注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

## 建設業就業者の現状

## 技能者等の推移

&lt;就業者数ピーク&gt; &lt;建設投資ボトム&gt; &lt;最新&gt;

- 建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者 : 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

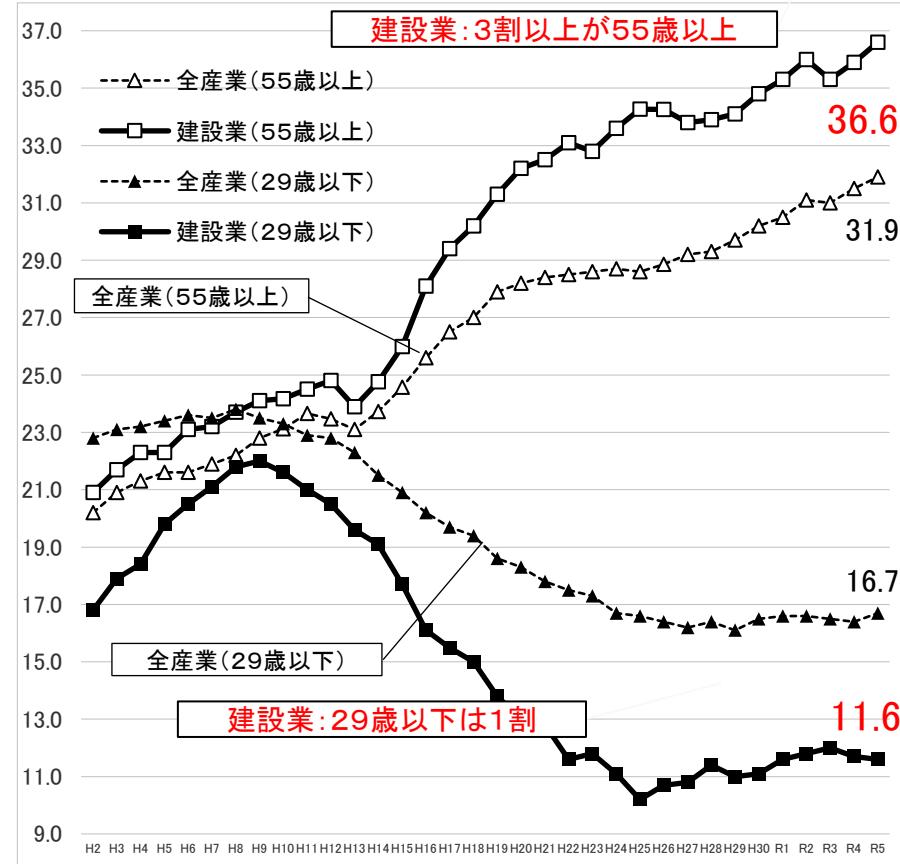


出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

## 建設業就業者の高齢化の進行

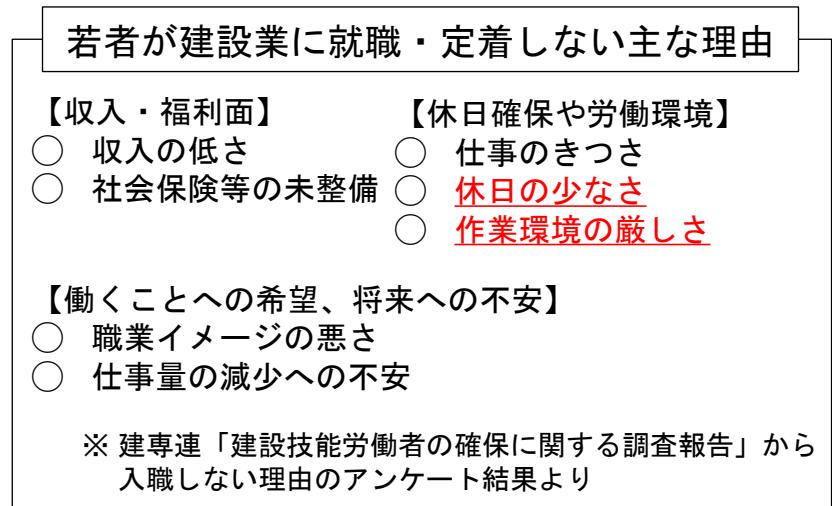
- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。



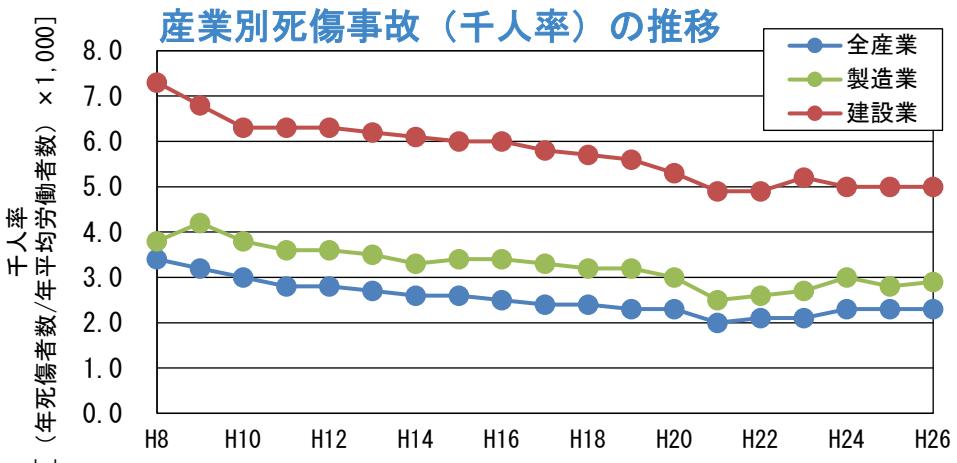
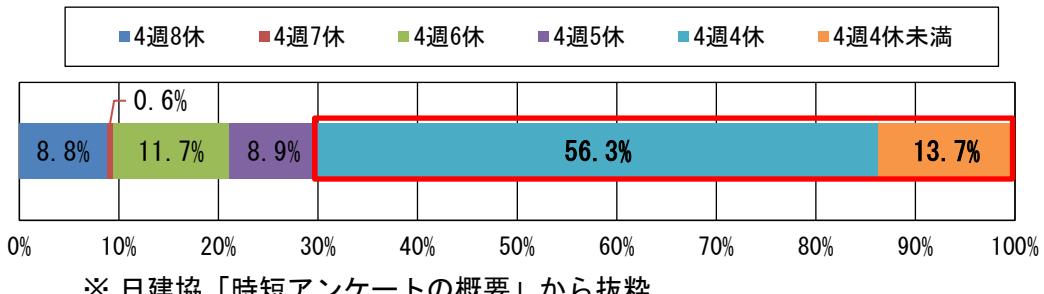
# 建設産業の現状と課題

- 建設業における労働環境は他産業に比べて厳しく、若手が入職・定着しづらい状況
  - 休日の取得状況は、約7割の人が4週4休以下で働いている
  - 死傷事故(千人率)は、製造業と比較して高い水準にあり、近年は横ばい
  - 事故要因としては、建設機械との接触による事故が多く、墜落と合わせると全体の4割弱を占める

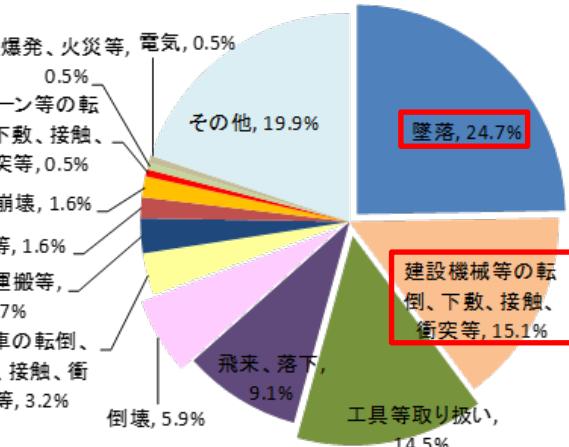
## 若者等の入職と就業継続



## 建設業の休日について



## 建設業における労働災害発生要因

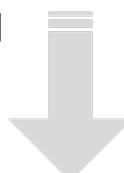


## 4. 働き方の取り組みについて

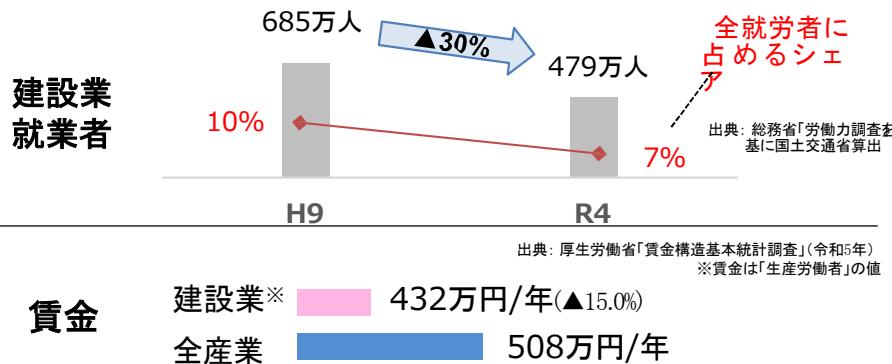
---

# 第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、  
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

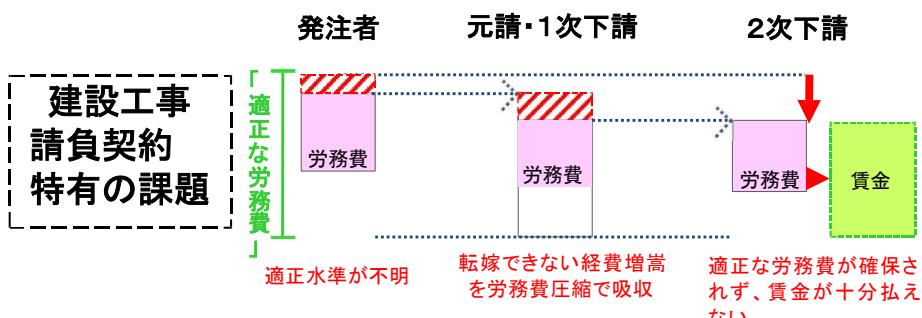
担い手確保	処遇改善	議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
	価格転嫁 (労務費への しづ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用 (変更契約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性 向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>●I C T活用 (データ活用・データ引継ぎ)</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●I C T指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>
対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)</li> </ul>	<p>就労状況の改善 → 担い手の確保</p> <p>【「新4K」の実現】</p> <p>給与がよい 休日がとれる 希望がもてる + カッコイイ</p> 
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	<p>「地域の守り手」として持続可能な建設業へ</p>

## 技能者の待遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の待遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。
- 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。

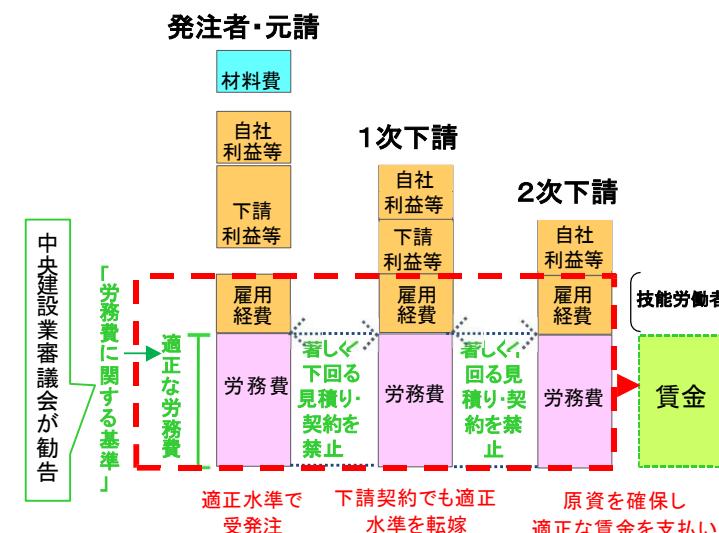
(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の待遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



## 建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の待遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化(同法20条)。
- 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条、19条の3)し、違反した業者は指導・監督(同法28条)、発注者は勧告・公表(同法20条)の対象。
- これらにより、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る。

### 労務費確保のイメージ

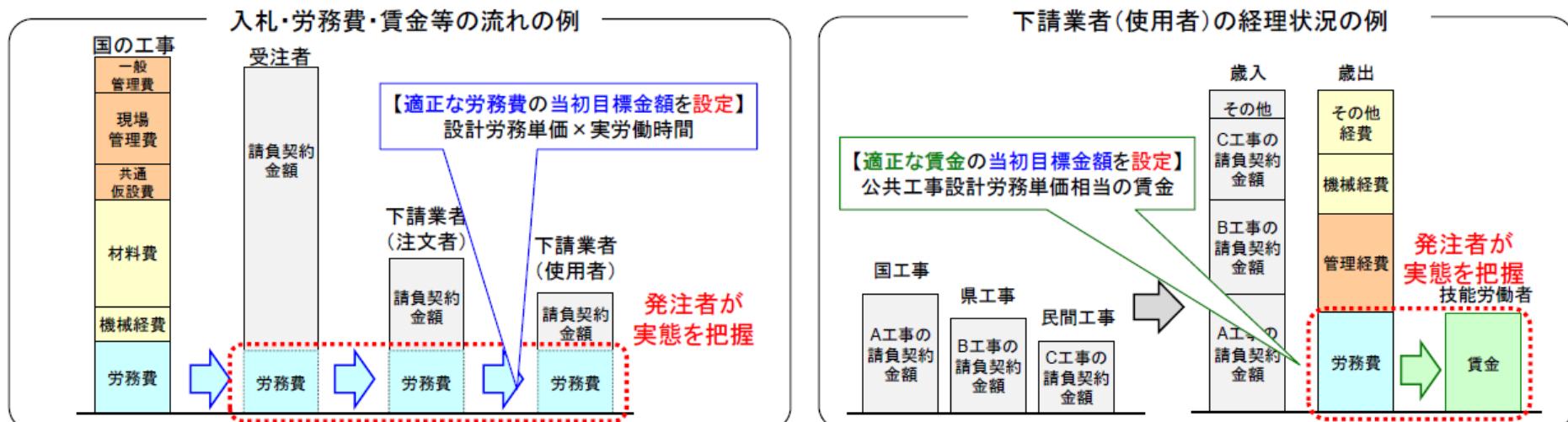
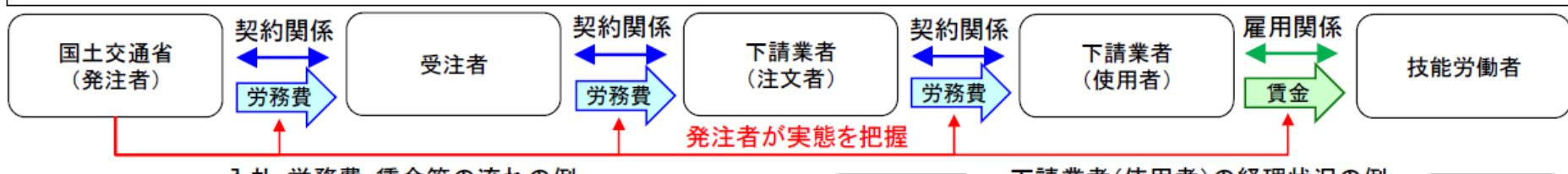


## 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)

## 賃金・労働時間等の実態調査

令和7年11月4日 本省記者発表

- 品確法にて、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し、賃金の支払等の実態調査、また、運用指針には、発注者に対し、受注者の協力の下、賃金や労働時間の実態把握の努力義務が規定。
- 国土交通省直轄土木工事において、下記を目的に、受注者希望方式で、試行的に調査を実施予定。
  - ・下請業者への労務費の支払い：賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格、真の技術を競う等、健全な競争環境を実現
  - ・技能労働者への賃金の支払い：適正な賃金を確保し、品質確保の担い手を確保



<調査のポイント(※調査方法や調査結果の算定方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う)>

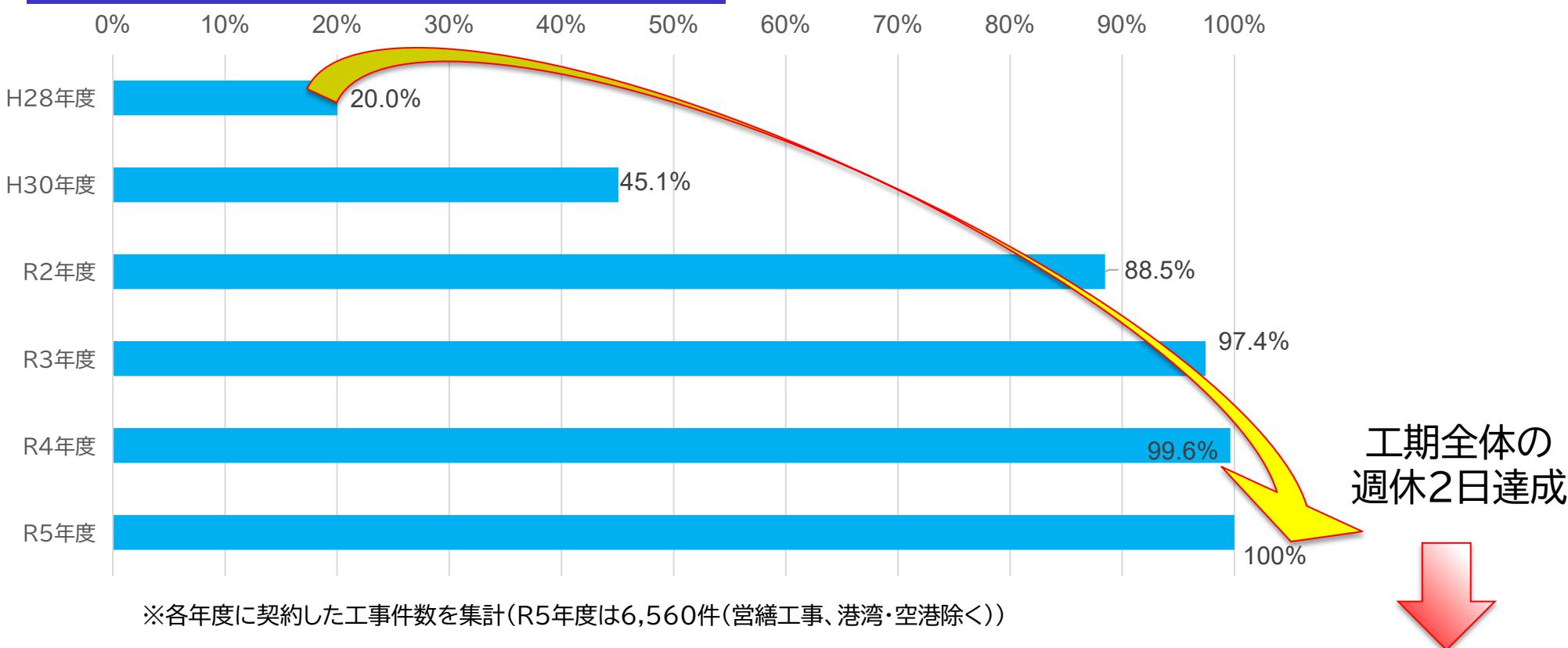
- ① 実態調査をより円滑に行うための実労働時間等を調査する仕組みの構築
- ② 「賃金・労働時間等の実態調査」の結果の算定方法
- ③ 賃金の原資となる労務費を受発注者双方が確保することを目的に積算上の作業時間の提示

※②③はシステム等の対応状況に応じて実施

## 直轄土木工事の週休2日の実施状況

- H28年度以降、工期全体の週休2日を推進し、R5年度に実施率100%を達成
- 今後も、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方を支援。

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）



他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方を支援。

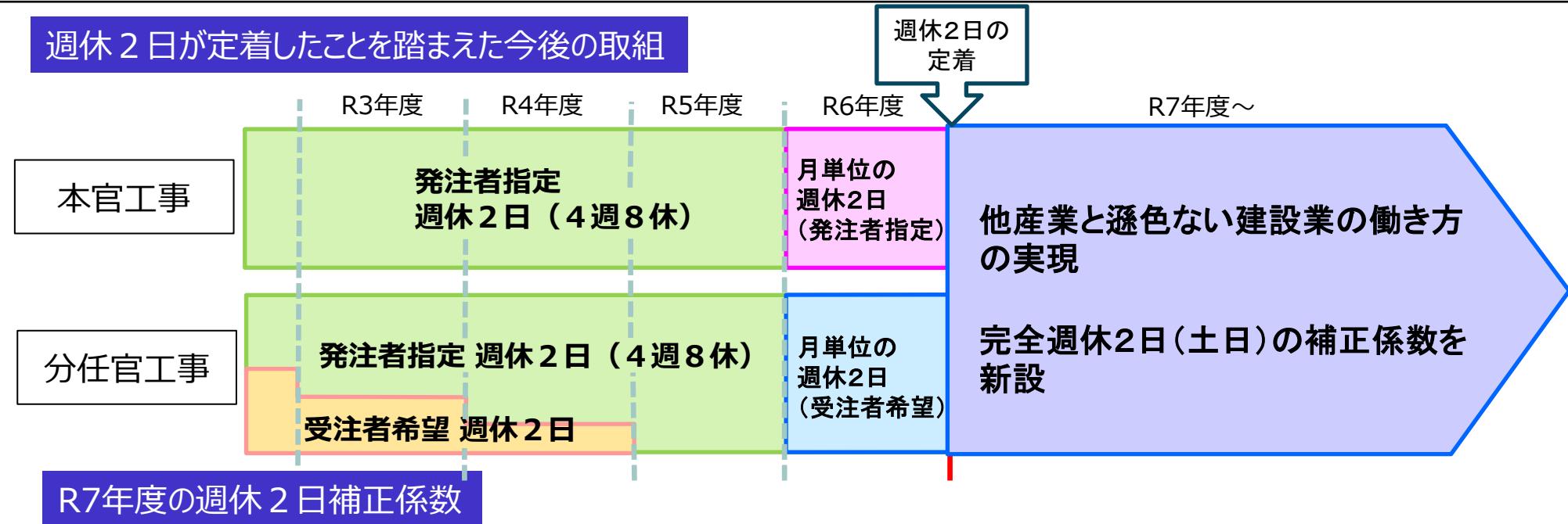
# 完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。

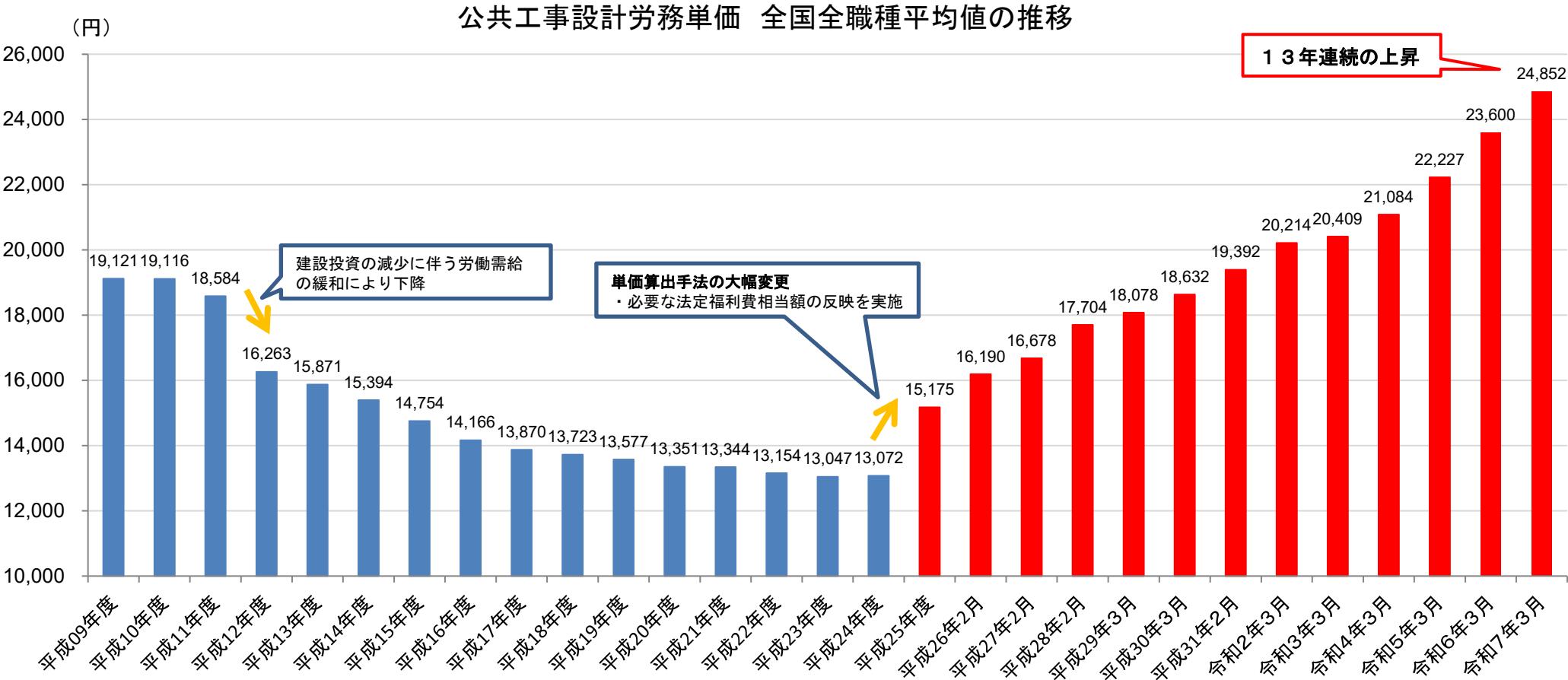
※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。

※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

## 週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていなかったため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

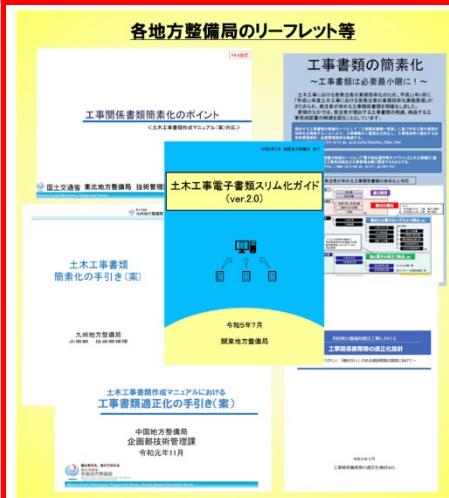
## 5. 働き方の取り組み（九州地方整備局）

---

R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

直轄工事での取組

## 「工事書類スリム化のポイント」の横展開

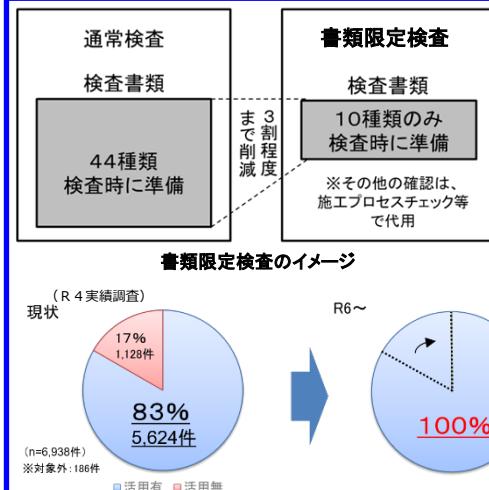


- 「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

### 工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

## 「書類限定検査」（44→10種類）の原則化



- 完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を原則、実施することとし、「書類限定検査」として標準化

## 『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

- 各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談を受ける窓口を設置  
→九州地整:『2024働き方改革対応相談窓口』  
【企画部技術管理課／各事務所】



## 書類関係業務の積算計上

- 工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進



## 工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う

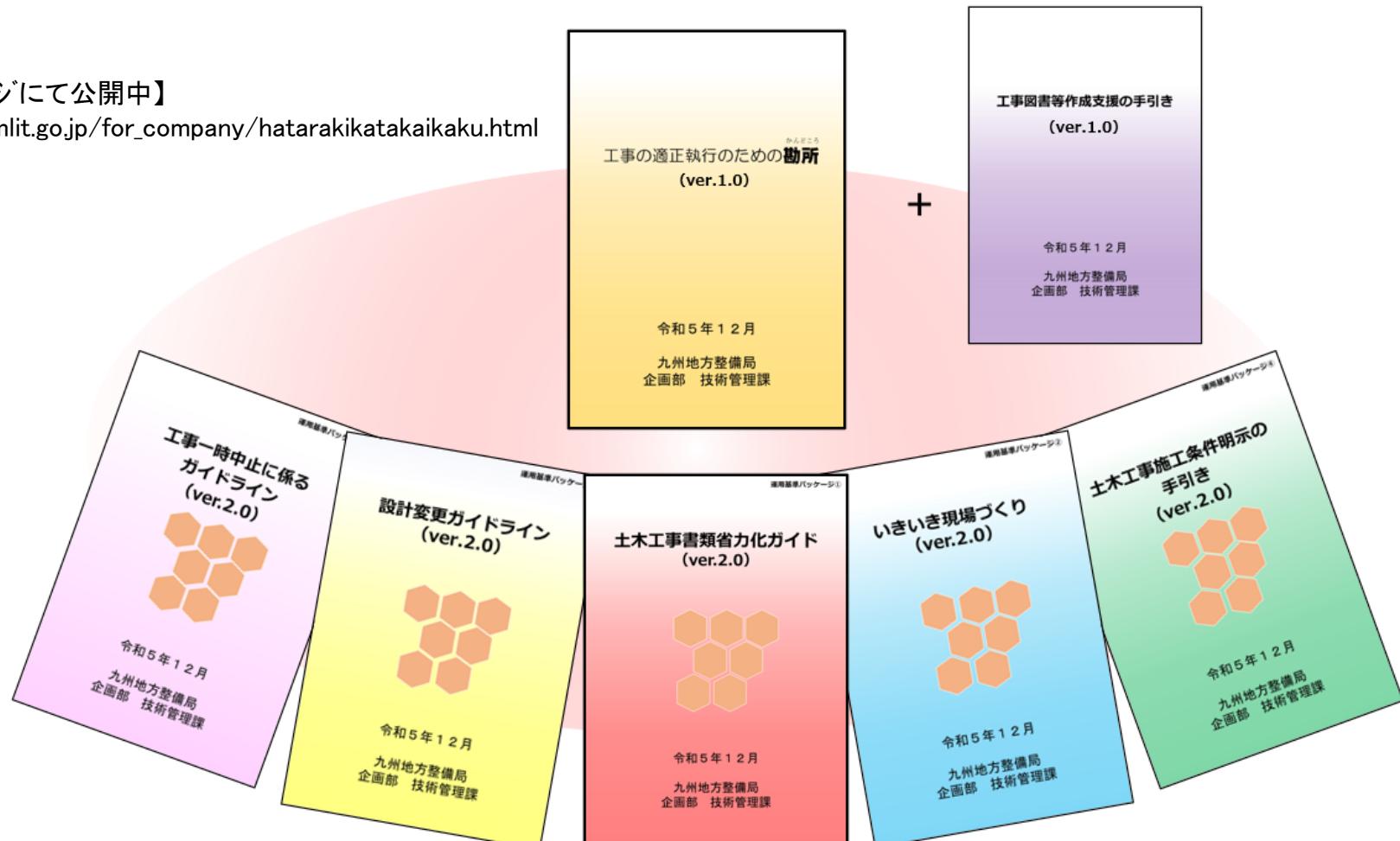
連携  
自治体との

## ①生産性向上（＝時間外労働削減）を実感するための運用基準の再構築

- ・ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：5（ファイブ）ルール】
- ・ 上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ホームページにて公開中】

[https://www.qsr.mlit.go.jp/for\\_company/hatarakikatakaikaku.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html)



かんどころ

# 工事の適正執行のための勘所

## (ver.1.1)

令和6年2月

九州地方整備局  
企画部 技術管理課

表紙

### I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定(必要な費用の計上、見積りの活用)
- 歩切の根絶(現場状況に即した積算)
- 低入札価格調査基準価格(自治体:最低制限価格)の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化(国債、繰越活用)
- 適正な工期設定(週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程)
- 適切な設計変更(適切な工期確保(延期)・適切な増額変更)
- 発注者間の連携体制の構築(三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加)

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～



## Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「扱い手三法(品確法／建設業法／入契法)」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

## 設計階段

#### ◆ 「工期」「価格」は適切か?

- 工期設定支援システムを活用し、複数班施工等の工事は、必要な経費を計上
- 地域の実情等(出水期、地域の祭り、片付け等)に応じて必要な作業不可日を計上
- 平準化・余裕を勘案し工期設定(繁忙期避け)国債等を積極活用(余裕工期を原則設定)
- 標準歩掛が適用できない現場は、見積により現場条件に応じた価格設定

## ◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- 着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- 施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シートの内容を組織的にチェック**

### 施工段階

## ◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

## ◆ 巴滑な協議対応

#### ◆ 設計変更資料の役割分担

- \_必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- \_上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- \_発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用**

完成時

## ◆ 完成検査

□ 約款事項を理解したうえで、「書類限定検査(標準化)」(10書類)を活用した工事検査

### III. 現場における留意点

#### 【工事内容に見合う対価】

##### ■ 変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒ ○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場（出張所長・建設監督官）と発注担当課は常に情報共有  
注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

##### ■ 変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒ ○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更判断・決定できる職員の下、内容の確認を行うこと

##### ■ 過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒ ○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることからも、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

#### 【生産性向上】

##### ■ 運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒ ○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用  
ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、VFM比較（例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/人材費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc）により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品  
であれば変更可能【心配であれば技術管理課へ相談】

#### 【技術者交代】

##### ■ やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒ ○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

- ①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）
- ②受注者の責によらない契約事項の変更（工期延期）を伴う場合、交代が合理的な場合
- ③工程上一定の区切りと認められる（品質・出来形管理が必要な工種完了）場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

# “工事の適正執行のための勘所”の運用支援

## 工事監理連絡会の充実 ~

---

令和7年2月  
国土交通省 九州地方整備局  
企画部技術管理課

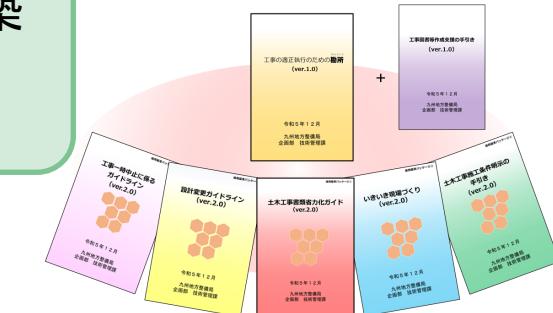
# “工事の適正執行のための勘所”の運用支援～工事監理連絡会の充実～

- 働き方改革（罰則付き時間外労働規制）に向けた九州地整の新たな取り組みを令和5年度より実施  
⇒ **現場(受発注者双方)が問題なくスムーズに動けるよう運用基準の再構築**

生産性向上(=時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築

⇒・5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称:5(ファイブ)ルール】

・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称:工事の勘所】



- しかしながら**現場では下記のような問題が散見される**

## 業界団体・いきいき現場づくりからの意見

- 上記運用基準について各事務所とも認識は高いものの、事務所によって温度差があり
- 事務所と主任監督員間の風通しが悪い
- 監督補助の認識度や技量によって受注者に対する負担が違う
- 概算発注での設計の遅れや電柱移転など支障物件の遅れで契約してもすぐ着工できない
- 設計変更時に時間がかかる、また設計変更を認めてくれない案件あり
- 数量増や中止以外の工期延期を認めて頂けない 等々

新たな支援

- **“5(ファイブ)ルール”や“工事の勘所”の現場運用の徹底を図るため、  
「工事監理連絡会」での確認項目を充実**

# 適正な設計変更を支援するための工事監理連絡会の運用変更

## 【従前】

### 「工事監理連絡会」対象工事と開催条件

#### ①対象工事

・平成22年4月1日以降に契約する全ての工事

#### ②開催条件

「工事監理連絡会」の開催は、受注者と協議を行い可否を決定(※受注者の要望があれば開催)

### 「工事監理連絡会」の構成

#### ①受注者(現場代理人、監理技術者等)

#### ②詳細設計を実施したコンサルタント等

#### ③発注者(発注担当課長等、主任監督員等)

### 「工事監理連絡会」の対象とする事項

#### ①詳細設計の設計意図に関する事項

#### ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に関する事項

#### ③土木工事共通仕様書1-1-3(工事設計図書の照査等)に関する事項

#### ④「かし担保」の条項に関する事項

#### ⑤その他

## 【今回】

### 「工事監理連絡会」対象工事と開催条件

#### ①対象工事

・**令和7年2月3日**以降に契約する全ての工事

#### ②開催条件

「工事監理連絡会」の開催は、受注者と協議を行い可否を決定(※1) **※1受注者の要望があれば開催**

### 「工事監理連絡会」の構成

#### ①受注者(現場代理人、監理技術者等)

#### ②詳細設計を実施したコンサルタント等

#### ③発注者(発注担当課長等、主任監督員等)(※2)

**※2技術副所長等(質疑内容が今後の工事に大きく影響する場合)**

**※2積算技術・工事監督支援業務等**[注:事前に発注者より疑義内容等の共有を実施]

### 「工事監理連絡会」の対象とする事項

#### ①詳細設計の設計意図に関する事項

#### ②工事請負契約書第18条(条件変更等)に関する事項

#### ③土木工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)に関する事項

#### ④「かし担保」の条項に関する事項

#### ⑤条件明示の確認(※場合によっては合同現地調査の実施)

#### ⑥工事工程クリティカルパスの共有

#### ⑦設計変更内容の明確化(※3)

#### ⑧合同現地調査の実施(※受注者の要望があれば必ず開催)

#### ⑨その他

**※3 大規模な設計変更、工事中止等については設計変更協議会を必ず実施**

## 工事監理連絡会 ~受注者との情報共有、協議の迅速化~

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

・**工事監理連絡会(三者会議)**:発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止

・**ワンデーレスpons** :施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消

・**Wiークリースタンス** :現場環境改善として休日等を作業の期限にしない、業務時間外の連絡を行わない等の取組

・**設計変更協議会** :各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施

工事着手時

施工中

変更設計

## 【工事監理連絡会(三者会議)】

施工者

## 「三者会議」

- ・現場条件の把握
- ・設計思想の把握
- ・クリティカルパスの共有
- ・合同現地調査 等

発注者

設計者

課題を早期に把握し  
**円滑な工事着手や手戻りの防止**

【ワンデーレスpons  
& ウィークリースタンス】

協議・承諾・確認等

発注者

施工者

- ・ワンデーレスpons
- ・Wiークリースタンス

適切な工程管理が可能となり  
**現場の生産性が向上**

## 【設計変更協議会】

発注者

施工者

発注者と受注者が

- ・設計変更の妥当性
- ・工事の中止等の協議・審議
- ・クリティカルパスの共有等を実施

**変更設計の透明性を図り  
円滑な変更手続**

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

原則、全ての工事が対象

原則、全ての工事が対象

変更を伴う全ての工事が対象  
(数量精査等軽微な変更は除く) 34

# 適切な設計変更を行うためのポイント ①条件明示の工夫

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

## 業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない。 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、  
**「土木工事施工条件明示の手引き(Ver. 2.0)」を作成**

### 具体的な明示例

#### ✓ 用地関連(借地に関する条件の明示)

⇒本工事の施工に必要となる参考図に示す用地については、  
発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

#### ✓ 支障物件関連(移設完了時期の明示)

⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・  
水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

#### ✓ その他

⇒着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載



土木工事施工条件明示の  
手引き  
(ver.2.0)



令和5年12月

九州地方整備局  
企画部 技術管理課

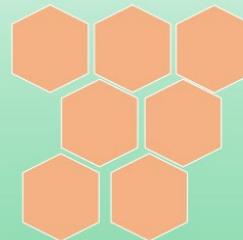
「土木工事施工条件明示の手引き」に追記予定

- ① 九州地方整備局HPのトップページで『事業者の方へ』をクリック。
- ② 『働き方改革に関する取り組み』をクリック。
- ③ 『土木工事施工条件明示の手引き』をクリックすると確認できます。



The screenshot shows the Kyushu Regional Development Bureau website. Step 1 highlights the '事業者の方へ' (For Businesses) button in the top menu. Step 2 highlights the '働き方改革に関する取り組み' (Measures regarding work style reform) link in the '事業者の方へ' menu. Step 3 highlights the '土木工事施工条件明示の手引き' (Manual for the display of construction conditions for civil engineering works) link in the '働き方改革5運用基準' (5th (Five) Rule of Work Style Reform Implementation Criteria) section. A QR code is also visible on the page.

## 土木工事施工条件明示の 手引き (ver. 3.0)



令和7年2月

九州地方整備局  
企画部 技術管理課

▲土木工事施工条件明示の手引き(ver.3.0)

## 適切な設計変更のために①～施工条件明示の主な具体例(1)～

- [前提]工事請負契約書18条「条件変更等」で協議を行い、その事実が認められれば契約変更可能。
- [基本]施工条件の明示にあたっては「土木工事施工条件明示の手引き(Ver. 3.0)」を参照すること。
- 手引きはあくまで「例」であり、すべてを網羅したものではない。
- 表現方法は記載例や工夫案にとらわれる必要はなく、明示しやすい表現に適宜、修正すること。  
なお、工夫例は受注者からの協議にて変更したもの等を予め当初特記仕様書に記載することで変更契約の際に円滑な運用が図れるものである。

## 記載例

施工時(※特記仕様書「施工条件」「その他」に記載)

## ●仮設工(日数)【手引きP15】

(現 在) 一(記載なし)一

(工夫案)〇〇〇の期間として〇日を計上しているが、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

## ●仮設【手引きP15】

(現 在) 一(記載なし)一

(工夫案)敷砂利材は、施工後の水際利用を考慮し、敷砂利(RC-40)を厚さ10cm計上している。現地状況によりトラフィカビリティ確保のため、増厚が必要な場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

## ●敷鉄板(※例えば、重機の地耐力確保のための敷鉄板費用等は契約変更の対象)【手引きP15】

(現 在) 一(記載なし)一

(工夫案)施工のために真に必要な面積については、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

記載例

施工時  
(※特記仕様書「施工条件」「その他」に記載)

### ●水 替【手引きP15】

(現 在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)排水方法(常時・作業時)は経済性だけでなく、築造構造物等の機能及び施工にあたる影響を踏まえて決定しており、当初については、作業時排水と考えているが、湛水により構造物(仮設物含む)の機能又は品質が害され、排水時後に手戻り等が生じる恐れがある場合は、常時排水とする等、詳細については監督職員と協議したうえで契約変更の対象とする。

### ●濁水処理【手引きP15】

(現 在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)水替及び濁水処理等は特段考慮していないが、現地状況等により必要となった場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

### ●公害関係【手引きP16】

(現 在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)・水路の切り回しについては当初数量を見込んでいないが、施工方法等について切り回しが必要となった場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

・水替、汚濁防止フェンスは計上していないが、現場状況により必要な場合は、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

### ●現場打ちから二次製品への変更【手引きP16】

(現 在) 一(記載なし)一

(工夫案)二次製品の活用については、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

### ●地下埋設物件等の試掘費用【手引きP16】

(現 在) 一(記載なし)一

(工夫案)試掘調査費については、現場条件等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が実態と乖離する場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

記載例

施工時（※特記仕様書「施工条件」「その他」に記載）

### ●工事工程【手引きP16】

(現 在)本工事の〇〇工については、〇パーティの施工で考えている。

(工夫案)本工事の〇〇工については、〇パーティの施工で考えている。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

### ●関係機関協議【手引きP16】

(現 在)関係機関(他官庁等含む)協議はすべて完了しており、特段条件は付与されていない。

(工夫案)・関係機関等との協議はすべて完了しているが、着手前に関係者へ詳細な説明等を実施すること。なお、新たに疑義が発生し変更が生じた場合は、別途、監督職員と協議すること。

- ・他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていないが、地元協議等により新たな事項が発生した場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- ・施工範囲周辺は、耕作が行われているため、事前に土地改良区等に説明及び調整を行うこと。

### ●工事支障物件等【手引きP16】

(現 在)一(記載なし)一

(工夫案)本工事区間において、用地買収後に残存する施設等及び工事着手後、新たに確認された埋設物等があった場合においては、その撤去について監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

### ●工事進入路の制限【手引きP16】

(現 在)A工事で「工事進入路等はB工事にて施工予定であり、完成予定は令和7年〇月頃予定」と記載があるが、B工事で記載がない事例があった。

(工夫案)B工事でも「本工事内容の工事進入路はA工事でも利用することを予定しており、令和7年〇月末までに完了予定」と記載が必要。※2工事で整合を図る

## 適切な設計変更のために②～直轄土木工事における適正な工期設定指針～

## 直轄土木工事における適正な工期設定指針

## 【特記仕様書の記載例】

## 第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏ました工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

令和7年3月

国土交通省 大臣官房 技術調査課

## (2) 施工段階

## 1) 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工事が、当初予期し得なかつた種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすることとする。

↑  
「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の抜粋→

## &lt;工事工程クリティカルパスの共有方法&gt;

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受注者で共有するものとする。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

また、工期全体にわたって工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとし、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

※数量増や中止以外の場合でもクリティカルパスを共有  
し協議すれば工期延期可能

## 2) 工期の変更

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を検討するものとする。なお、個別の工事における、工期変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に渡ることとなつたときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかつた場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

## 工期設定指針の構成

### (1) 工事発注段階

- ①全体工期に含むべき日数・期間の設定  
〔余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数  
不稼働日、後片付け期間〕
- ②「工期設定支援システム」の活用
- ③工期設定の条件明示等

### (2) 施工段階

- ①工事工程クリティカルパスの共有
- ②工期延期に伴う間接工事費の変更

### (3) 工事完成後

- ①実績工事工程の収集

#### <対象工事>

国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象  
通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

## 余裕期間制度

○実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

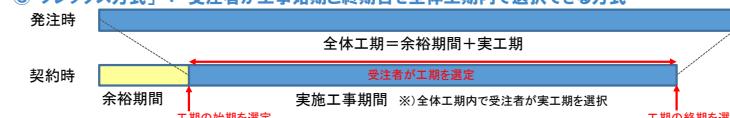
①「発注指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



## 工期設定支援システムの活用

○工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

### 工期設定支援システムの主な機能

- ①歩掛毎の標準的な作業日数を自動算定
- ②雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④工事抑制期間の設定
- ⑤過去の同種工事と工期日数の妥当性チェック



### 工事費積算ソフト

積算ソフトA  
国土交通省

積算ソフトB  
○○県

積算ソフトC  
○○市

Point ③  
地方公共団体を含む  
様々な発注者の工期設定を支援  
※以前は国土交通省の積算ソフトのみに対応

■厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

### <設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
- ・電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・**交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)、オーバーレイ工(基層・中間層・表層)**
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

### <設計変更の対象とする間接工事費>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
  - ・**営繕費**:労働者送迎費、宿泊費、借上費
  - ・**労務管理費**:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- ・安全費(交通集中が見られる地域等)

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

## 「2024働き方改革対応相談窓口」の設置

## 業界団体からの意見

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置を検討。

新たな対応

## ●相談窓口の設置

①総合的な相談窓口として、各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。



問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyo>）  
(※営繕及び港湾空港事務所除く)

②企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546  
・いきいき現場づくり  
(URL：[qsr.mlit.go.jp/s\\_top/ikiiki/index1.html](https://qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html)）

## 【関係業界からの主な声】

### (旧称: 土木工事書類簡素化の手引き)

・「以前に比べ書類が減った」という意見がある一方で、「さらなる簡素化に取り組んで欲しい」という声が多数

## 【土木工事書類省力化ガイドの位置付け】

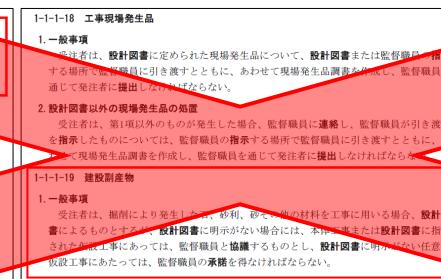
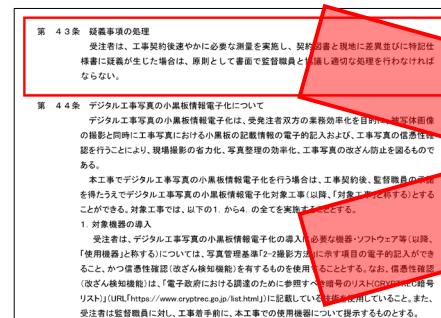
○九州地方整備局（港湾空港関係、宮崎関係を除く）発注工事の

## 工事関係書類を必要最小限に省力化（スリム化）するための方法や削減可能な工事書類を紹介

○受注者及び発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は、

本ガイドに基づき工事書類の省力化（スリム化）に留意

※受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。法令等に規定された書類は適正に作成。



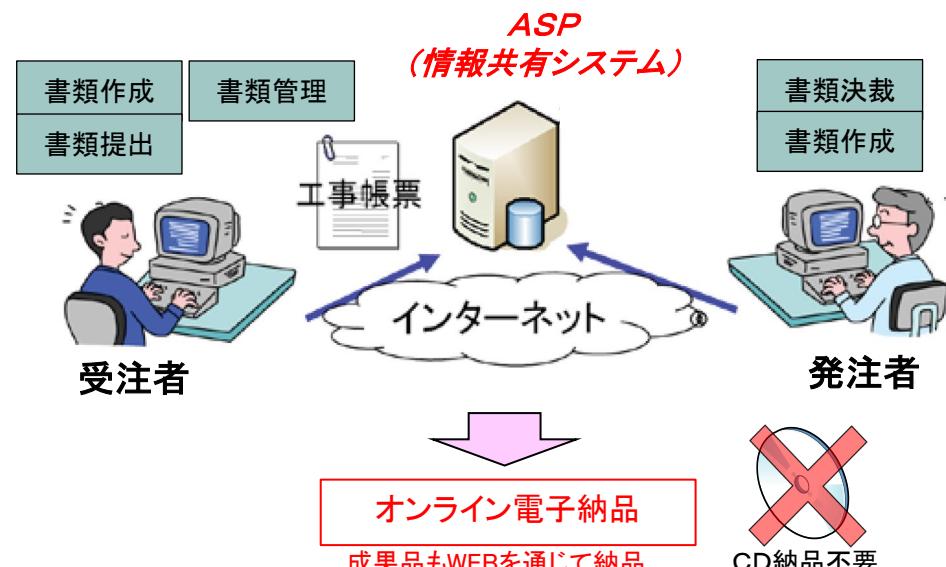
(特記仕様書、共通仕様書、管理基準等)

本ガイドにより、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、電子化、遠隔臨場やWeb会議の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の推進を図る。

## 全ての書類は電子化

### ASPを活用し書類は電子データで管理

- ASP(情報共有システム)は、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- 全ての工事においてASP(情報共有システム)を活用し、全ての書類は電子データで管理。



## 「工事監理連絡会」及び「設計変更協議会」で役割分担を明確化

- 会議に向けた過度な資料作成は不要（＝受発注者で問題を共有することが最優先）
- 判断できる者（技術福所長等）が出席
- 工事着手前の「工事監理連絡会」及び「設計変更協議会」で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確化し、役割分担を徹底



受注者

### 受注者の分担

#### (事例)

- ・工事のお知らせ  
(自治会、住民等への周知)
- ・関係機関協議結果に基づく届出
- ・設計図書、条件明示と現場との不整合による協議資料

※役割分担は  
「工事図書等作成支援の手引き」により  
決定

### 工事監理連絡会(着手前)



### 発注者の分担

#### (事例)

- ・土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出
- ・【概算概略発注等のため関係機関協議、未了の場合】  
関係機関との設計・施工協議  
占用物件の移設の調整、監督処分
- ・設計図書、条件明示と現場との不整合による設計図書修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）

※ 受注者が実施する場合は、その設計費用を  
発注者が負担する

役割分担を明確化

協議に反映



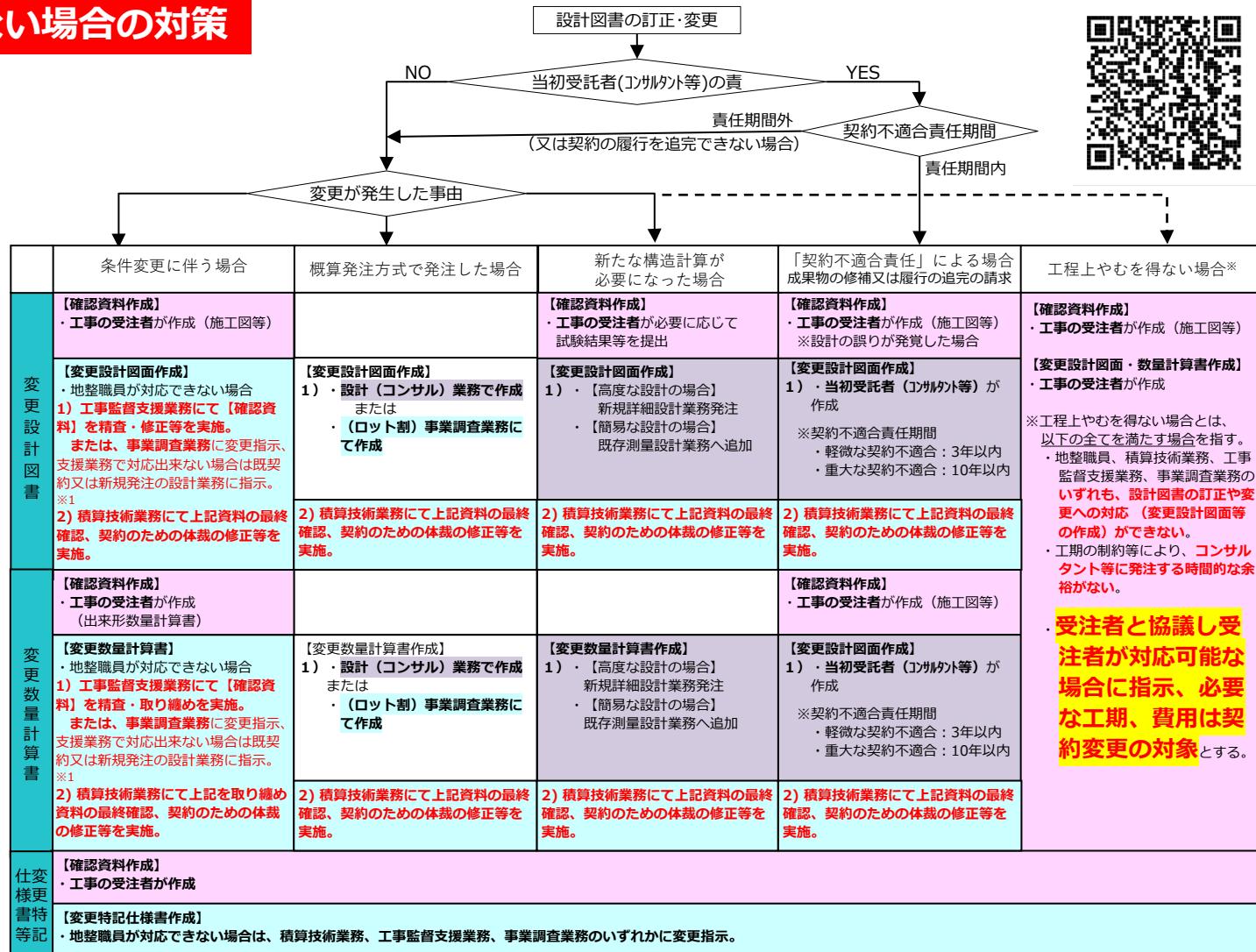
発注者

## 2) 発注者自らが対応できない場合の対策



### 工事図書等作成支援の手引き (ver.1.0)

令和5年12月  
九州地方整備局  
企画部 技術管理課



### 「勘所」、「5ルール」に関するQ&A

No.	分類	質問	回答
7	変更設計	工事受注者に工事書類作成を変更追加した場合の費用について、どの費用で計上すればよいか。	費用は、 <b>業務委託料で計上します。</b>

#### ※1：優先順

- 1.工事監督支援業務
- 2.事業調査業務
- 3.既契約測量設計業務追加
- 4.新規設計業務発注

：発注者が行うべき作業項目等

赤字：発注者自らが作成できない場合の対策

：コンサルタント等の作業項目

：工事受注者の作業項目

## 創意工夫・社会性等に関する実施状況

### 説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目までの提出

- 「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、各検査毎に最大10項目まで提出可能。
- 10項目を超過した提出は認めない。

※1: 完成検査、完済部分検査については検査毎に最大10項目まで

※2: 実施した事項1つにつき1項目とみなす。(例:新技術であれば1技術の提出で1項目とみなす)

#### 創意工夫・社会性に関する実施状況

様式-3-4(1) 創意工夫・社会性等に関する実施状況		
工事名	受注者名	実施内容
項目	評価内容	
自ら立案実施した 創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に用いた道具、工具、装置等の工夫</li> <li>・コンクリート・次世代等の代替材の工夫</li> <li>・施工方針工夫、施工環境の改善</li> <li>・施工機器の工夫</li> <li>・施工者の工夫</li> <li>・ICT(情報通信技術)の活用</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 新技术活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>NETIS登録技術のうち、</li> <li>・新技術の活用</li> <li>・少人機器の活用</li> <li>・少人機器改良技術の活用</li> <li>・少人機器改良技術を除く「有用とされる技術」の活用</li> <li>・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工、設備、電気の品質向上の工夫</li> <li>・新規材料、新規、改良の工夫</li> <li>・機器、コンクリート等の新規・改良用材料の工夫</li> <li>・配筋、溶接作業等の工夫、等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生教育・講習会・ハロール等の工夫</li> <li>・防災備の工夫</li> <li>・作業環境の改善</li> <li>・交通事故防止の工夫</li> <li>・健康管理の工夫、等</li> </ul>
地域への貢献等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境への配慮</li> <li>・地盤の改良等の地盤地盤との調和</li> <li>・地盤改良のコミュニケーション</li> <li>・被災時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力、等</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 社会性等	

様式-3-4(2) 創意工夫・社会性等に関する実施状況		
工事名	評価内容	備考内容
項目	評価内容	
(説明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別紙とする

10項目を超えた提出は不可

※令和6年4月1日以降完成する工事について原則適用を基本とするが、既に4月1日時点で10項目以上実施している工事は従来どおりとする。

土木工事書類省力化ガイド  
(ver.2.2)



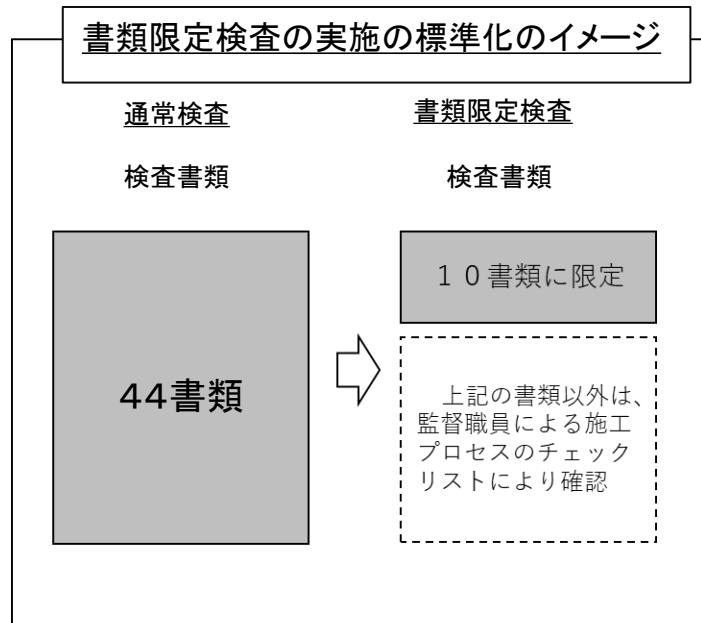
令和6年5月

九州地方整備局  
企画部 技術管理課

## 工事検査

# 「書類限定検査の実施の標準化」を活用し 10 書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。
- 10種類以外の追加書類を求める必要がある場合は検査通知時に受注者に通知すること。



### 【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- 「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- 施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

### 【必要書類】

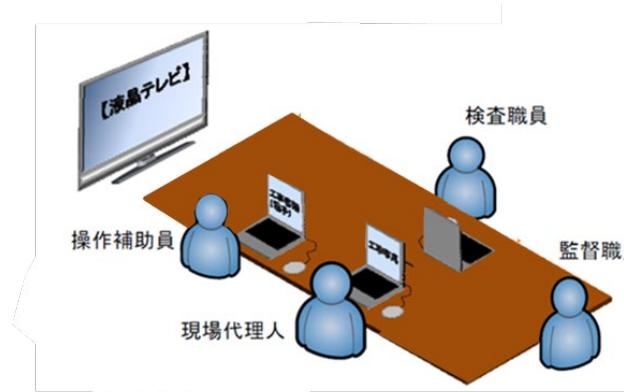
技術検査官は、技術検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

## 「工事検査」における書類の取扱いなどを明確化

- 工事検査は電子データにより実施
- 不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- 土木工事電子書類作成マニュアル及び本ガイドにおいて不要としている書類を作成しても工事成績評定では評価されない。
- 書類の見栄えや多さは、工事成績評定に影響しない。
- 工事概要説明資料(ダイジェスト版)等の工事検査のために新たな資料の作成不要。
- 監督職員、検査職員は、不要な書類の提出、提示は求めないこと。



- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

## (1) 目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

## (2) 対象

全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)

## (3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

### 1) 標準項目

① 依頼日・時間及び期限に関すること  
・休日・ノ一残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること  
・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)  
・打合せはWEB会議等の活用に努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること  
・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)  
・受発注者間でノ一残業デーを情報共有すること。

### 2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

### (4) 進め方

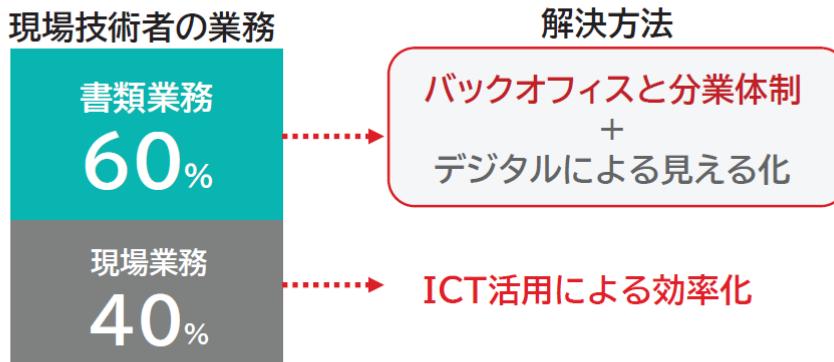
受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。  
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。



# 建設業における新しい職域「建設ディレクター」

- 建設ディレクターとは、ITとコミュニケーションスキルで現場を支援する新しい職域です。現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組として「働き方改革への取組」にも繋がります。
- 工事施工に係るデータの整理及び処理、提出する書類の作成やICT業務等を行い、専門スキルを身に着け、現場とオフィスをつなぎ・支援することで、技術者が品質管理や技術の継承などに集中する環境をつくります。ポータブルスキルを身につけることでライフステージに左右されない安定した雇用が保たれ女性や若手の業界進出、多様な人材の活躍にも繋がっています。

## 新しい職域「建設ディレクター」の創出



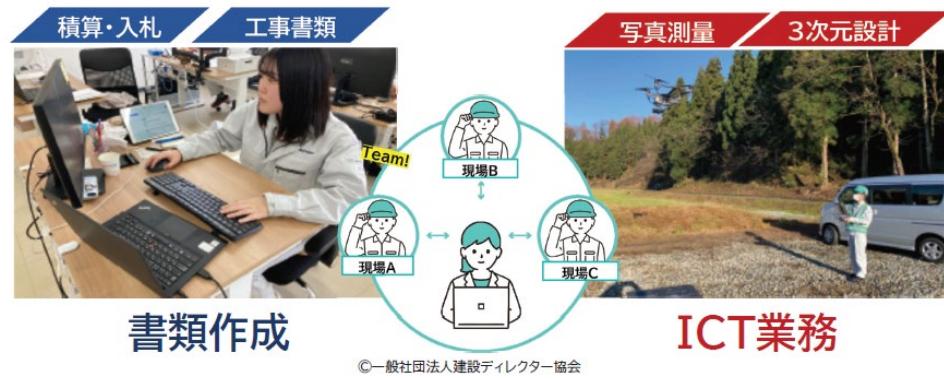
日常業務に直結する書類こそ、効果につながる

©一般社団法人建設ディレクター協会

## 建設ディレクターとは

### ITとコミュニケーションで現場を支援する新しい職域

技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理、ICT業務を担う人材です。技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に取り組みます。



# 職場における熱中症対策の強化について

熱中症の重篤化を防止するため、**労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。**

この改正により、以下の措置が事業者に義務付けられます。

1 热中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業者」
- ②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

2 热中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体の冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

※ WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

○過去5年死傷者4,710人のうち、建設業961人と約2割を占めている。

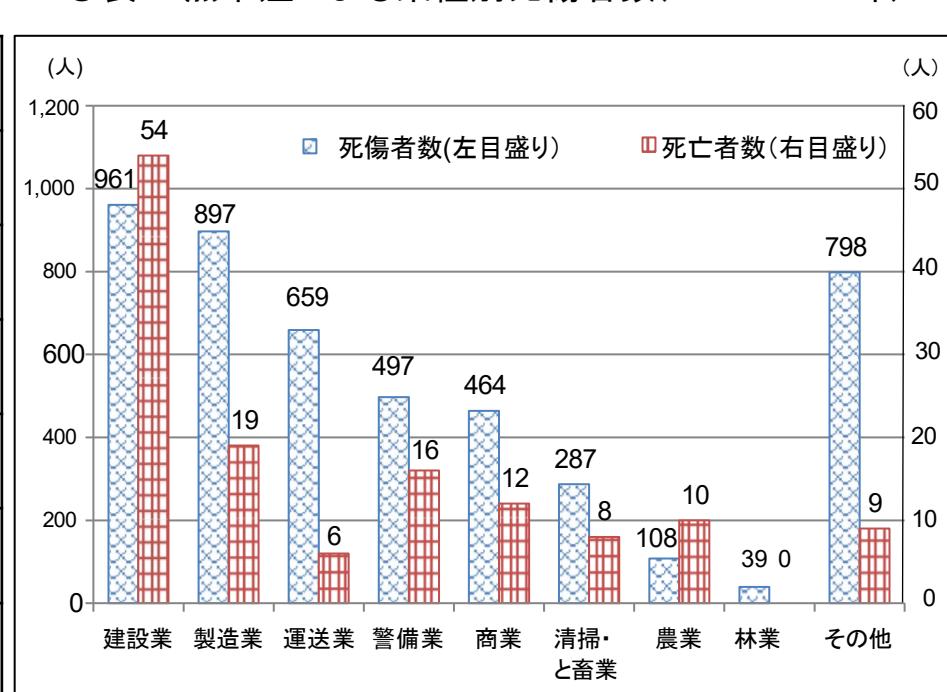
また、警備業で整理されている交通誘導員を含めると、建設業関連が最も多い。

○過去5年死亡者134人のうち、建設業54人と約4割を占め突出している状況。

○表1:熱中症における死傷者数の業種別の状況(2020~2024年)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2020 年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
2021 年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022 年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (6)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	116 (1)	827 (30)
2023 年	209 (12)	231 (4)	146 (1)	114 (6)	125 (3)	61 (0)	27 (4)	9 (0)	184 (1)	1,106 (31)
2024 年	228 (10)	235 (5)	186 (3)	142 (2)	116 (2)	76 (2)	32 (1)	10 (0)	232 (6)	1,257 (31)
計	961 (54)	897 (19)	659 (6)	497 (16)	464 (12)	287 (8)	108 (10)	39 (0)	798 (9)	4,710 (134)

○表2:熱中症による業種別死傷者数(2020~2024年)



※死傷者数:熱中症による死者及び休業4日以上の業務上疾病者の数

※表1及び表2については、厚生労働省:【令和6年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)】より引用

	通知日	区分	計上項目	積算方法										
熱中症対策	R1.5.31 通知	現場 管理費	<p>●工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{補正值(%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数(1.2)}</math> <math display="block">\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}</math> <p>※真夏日: 日最高気温が30度以上の日</p> </div>	補正										
	H29.3.21 通知	共通 仮設費	<p>●現場環境改善費(K) <math>K = \text{F}_i \cdot P_i + \alpha</math></p> <p style="color: blue;">率計上</p> <p style="color: red;">積上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <th style="width: 30%;">計上費目</th> <th style="width: 70%;">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">仮設設備関係</td> <td>1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">営繕関係</td> <td>1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舎の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">安全関係</td> <td>1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">地域連携</td> <td>1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	仮設設備関係	1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 等	営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舎の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 等	<p style="color: blue;">率計上</p> <p style="color: red;">積上げ</p>
計上費目	実施する内容（率計上分）													
仮設設備関係	1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 等													
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舎の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等													
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策													
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 等													

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による避暑対策(熱中症予防)があるが、それとの内容について以下のとおり例示する。

## ①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>

・工事現場の安全(熱中症)対策に要する費用として計上。

### 主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例: 塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」  
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンと  
クーリングベルト



熱中症対策キット



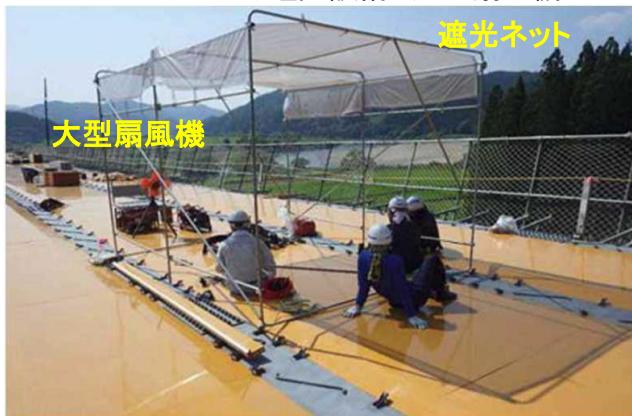
②現場環境改善費における避暑対策(熱中症予防) <H29年度より>

・現場環境の改善(安全対策)に要する費用として計上。

**主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用。**

例:遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



作業員休憩所から離れている箇所に休息車を配置

(車内にクーラーや温冷庫を設置)



給水器



写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」

(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)



製氷機



# 現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口補水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

## ＜共通仮設費（現場環境改善費）＞

現行	
率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. <u>避暑（熱中症対策）・避寒対策</u>
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

今後



率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. <u>避暑（熱中症対策）・避寒対策</u>
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

**積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）**

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

# 工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※1を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

## ■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：  
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times 3 \text{ を日数換算し、} \\ \text{平均した値 (対象: 5か年)}$$

※ 3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

※ 1) 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温 28 ℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温 30 ℃以上」に戻す。

※ 2) 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

## ■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※2

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

### 特記仕様書記載イメージ

#### 「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

1) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

2) **8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を見し合せた日数：12日間**  
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去 5 年 (20xx年～20xx年) の気象庁 (〇〇観測所) 及び環境省 (〇〇地点) のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

# 【参考】夏期休工 取組事例

## 【宇都宮国道】猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組について

～真夏にバカンスの取れる魅力ある業界を目指して～

- 建設業は、猛暑期間での現場の作業環境などが影響し、業界の魅力低下につながり、働き方改革・担い手確保について懸念が生じている状況。
- これまでも建設業界全体の課題となっていたところ、令和6年12月に開催された、栃木県建設業協会との意見交換時にも、猛暑の現場作業が若手をリクルートする障害となっている旨の指摘があり、官民挙げた猛暑対策について強い要望を受けた。  
(夏にクーラーの無い職場は就職先として敬遠されがち)
- 宇都宮国道では、手始めとして、熱いアスファルト(敷き均し時は110度以上)を現場で取り扱う、舗装工事において、受発注者間で協議のもと、猛暑期間(7月、8月)に現場作業を休工(内業または準備期間)する取り組みを試行的に実施。  
(舗装工事2工事で試行)
- 宇都宮国道から建設業界や社会構造自体を変革させるモデルケースを目指し、効果や解決すべき課題などを引き続き検証していくとともに、所内各工事へ横展開するなど、取り組みを拡大継続中。

### 【試行により明らかになったメリット】

- 働き方 : 熱中症、夏バテの予防等、作業者の健康管理・体調管理に寄与。
- 働き方 : 猛暑期間が夏休みやお盆期間と重なるため、家族との団らん等、W.L.B(ワークライフバランス)にも寄与。
- 品質等 : 舗装の品質上、施工後、舗装温度が50度以下にならないと交通開放できない基準のため、猛暑期間は気温が高く、温度低下が遅く品質管理が難しい事から、猛暑期間を避けて施工することは、舗装の品質管理にも寄与。

### ＜R5年度、R6年度に補正予算で発注した舗装工事(2工事)の例＞

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全体	★契約								★検査	★支払い	
A工区	準備等	舗装工事									
B工区					準備等	舗装工事	片付				

### ※参考

試行工事では、下記の取り組みも実施

- ①夜間施工を昼間施工に変更
- ②ICT施工を実施  
(3D起工測量、路面切削半自動)



### 【現場(受注者、作業者)の声】

- 会社 : 猛暑期間を避けて工事を実施することにより、社員の健康管理や働き方改革に寄与。
- 会社 : 猛暑期間の現場管理が必要ないため、会社の社員旅行を秋から7月に変更し社員全員で参加出来た。
- 作業者 : 現場作業員も高齢化しており、猛暑期間を避けることは心身ともに非常に良い取り組み。
- 作業者 : 夏休み取得時期の自由度が広がったため(従来はお盆シーズンのみ)、繁忙期を避けた夏休み取得が可能。

これを受けて、宇都宮国道では原則、以下を特記仕様書に明示。

「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7~8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。」

# 変形労働時間について

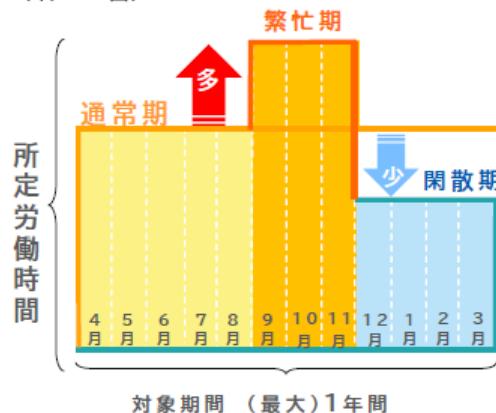
建設業の事業主の皆さんへ

## 建設業における 1年単位の変形労働時間制のポイント

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に閑散が大きい場合に、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。

### 1 1年単位の変形労働時間制の概要

(イメージ図)



- 1年間を平均して、1週40時間となる範囲※で、シフト作成のルールに則って所定労働時間に凹凸をつけることができます。※年間の所定労働時間を、2,085時間(法定労働時間の総枠)以内で設定する必要があります。
- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となります。  
※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払う必要があります。
- 積雪の度が著しく高い地域では、建設業の屋外作業者向けに、シフト作成のルールに特例(積雪特例)が設けられています。

積雪の度が  
著しく高い地域は  
こちらをご確認ください



積雪特例でも  
同様です

積雪特例では  
適用されません

### 2 シフト作成のルール

- 労働日数は年間280日まで
- 連続労働日数は原則6日まで(特に繁忙な場合は12日まで)
- 労働時間は1日10時間、1週52時間まで
- 労働時間が48時間を超える週は連続3回まで
- 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は3回まで

### 勤務カレンダー例①

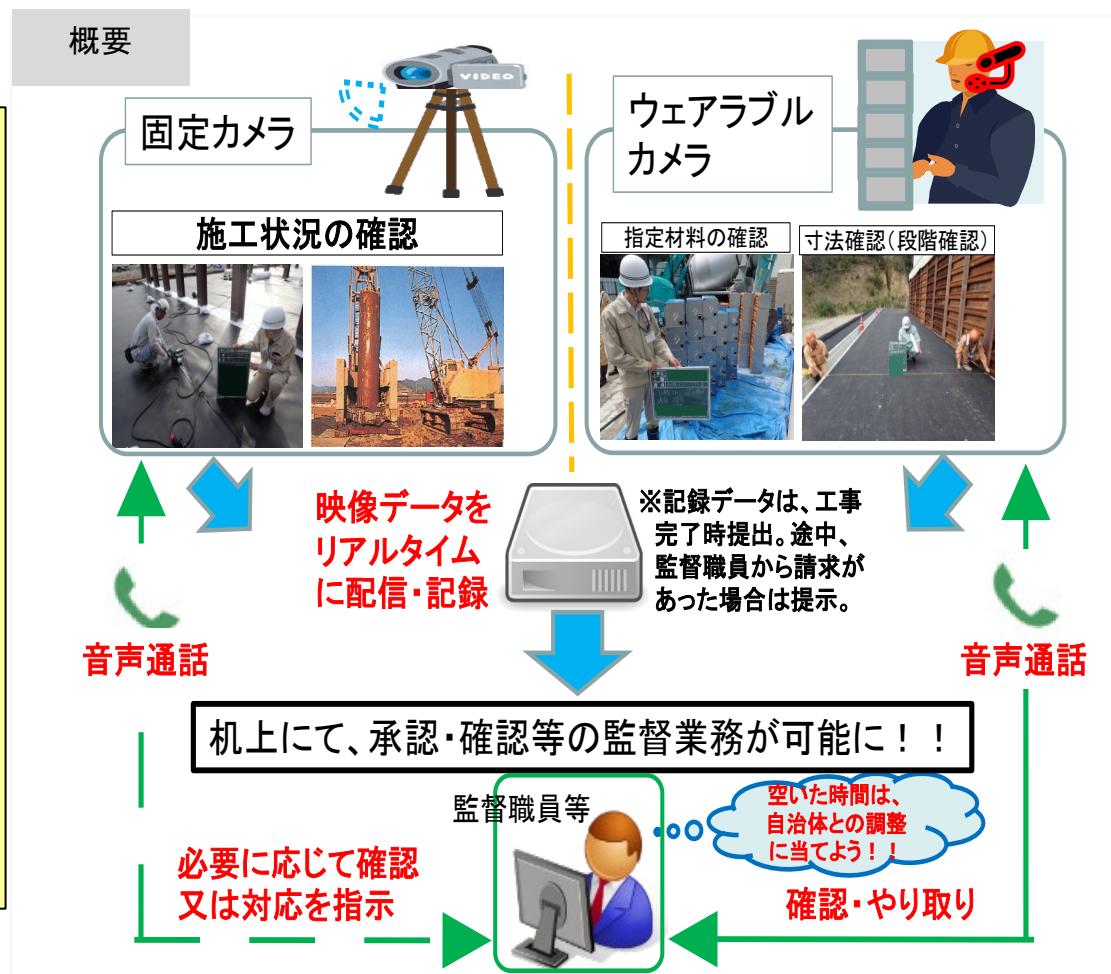
夏に猛暑が続く地域の場合(その1)

猛暑の時期は1週の所定労働時間を30時間まで減らし、秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を48時間とする場合

休暇	4 April	5 May	6 June	7 July	8 August	9 September	10 October	11 November	12 December	1 January	2 February	3 March
	MON TUE WED THU FRI SAT SUN											
	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
	7 8 9 10 11 12 13	5 6 7 8 9 10 11	9 10 11 12 13 14 15	12 13 14 15 16 17 18	15 16 17 18 19 20 21	18 19 20 21 22 23 24	21 22 23 24 25 26 27	24 25 26 27 28 29 30	27 28 29 30 31	30 31	1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14
	14 15 16 17 18 19 20	12 13 14 15 16 17 18	16 17 18 19 20 21 22	19 20 21 22 23 24 25	22 23 24 25 26 27 28	25 26 27 28 29 30 31	28 29 30 31	31		1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
	21 22 23 24 25 26 27	19 20 21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31	28 29 30 31	1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
	28 29 30 31				1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
					1 2 3 4 5 6	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	1 2 3 4 5 6	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28
				</								

# ○対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用する

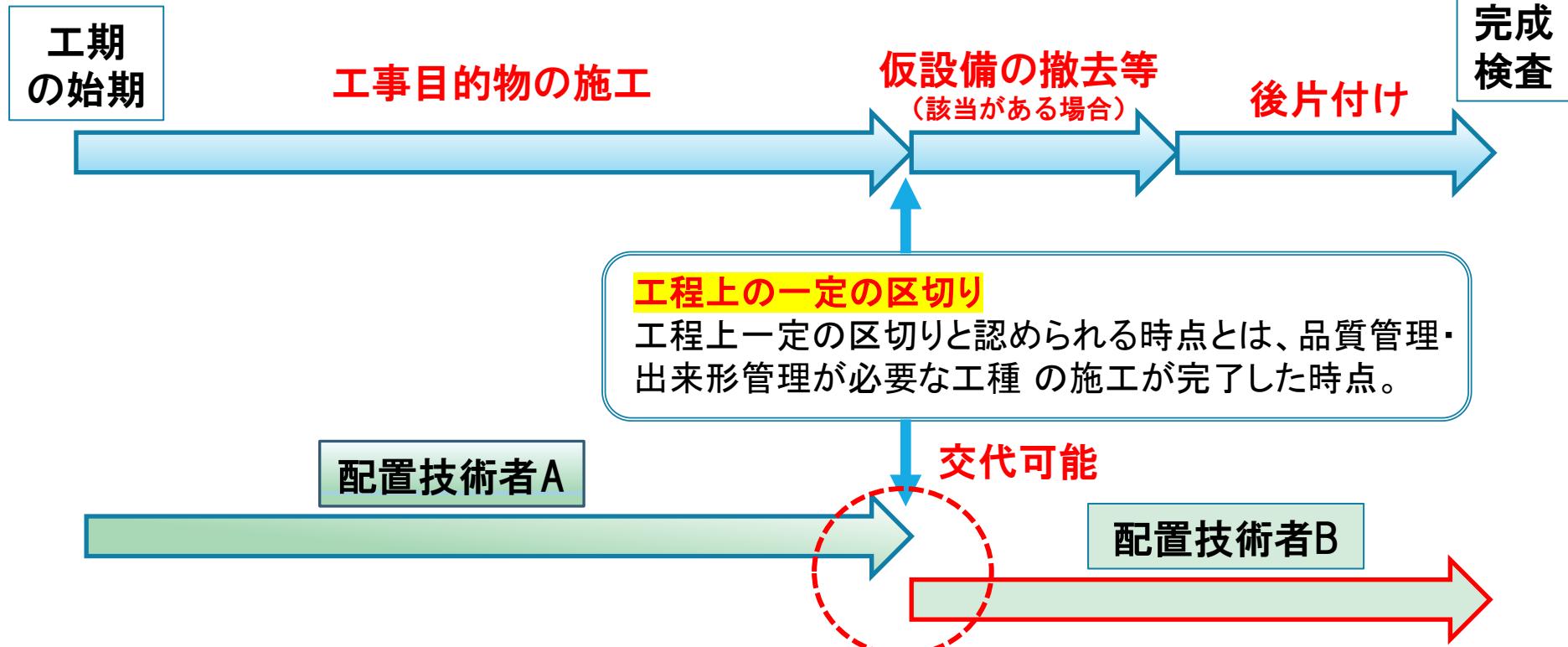
- ・遠隔臨場の対象工種がある工事が対象。
- ・受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定する。
- ・実施にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・実施しなくてもペナルティはなし。



# 配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「監理技術者等の途中交代可能なルール」を策定

○途中交代(拡大)：工程上一定の区切りと認められる場合



## 交代後の配置技術者(B)の資格要件

- 交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格（「同種工事の経験を有する者」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
- 交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

○改めて令和7年3月に『コンクリート構造物の設計・施工段階の生産性向上の取組』として、**工事担当課・技術管理課連名で各事務所に対し、上記“勘所”的内容に加え、選定フローも含めた周知連絡を行い、普及拡大に向けて職員の認識徹底を実施**

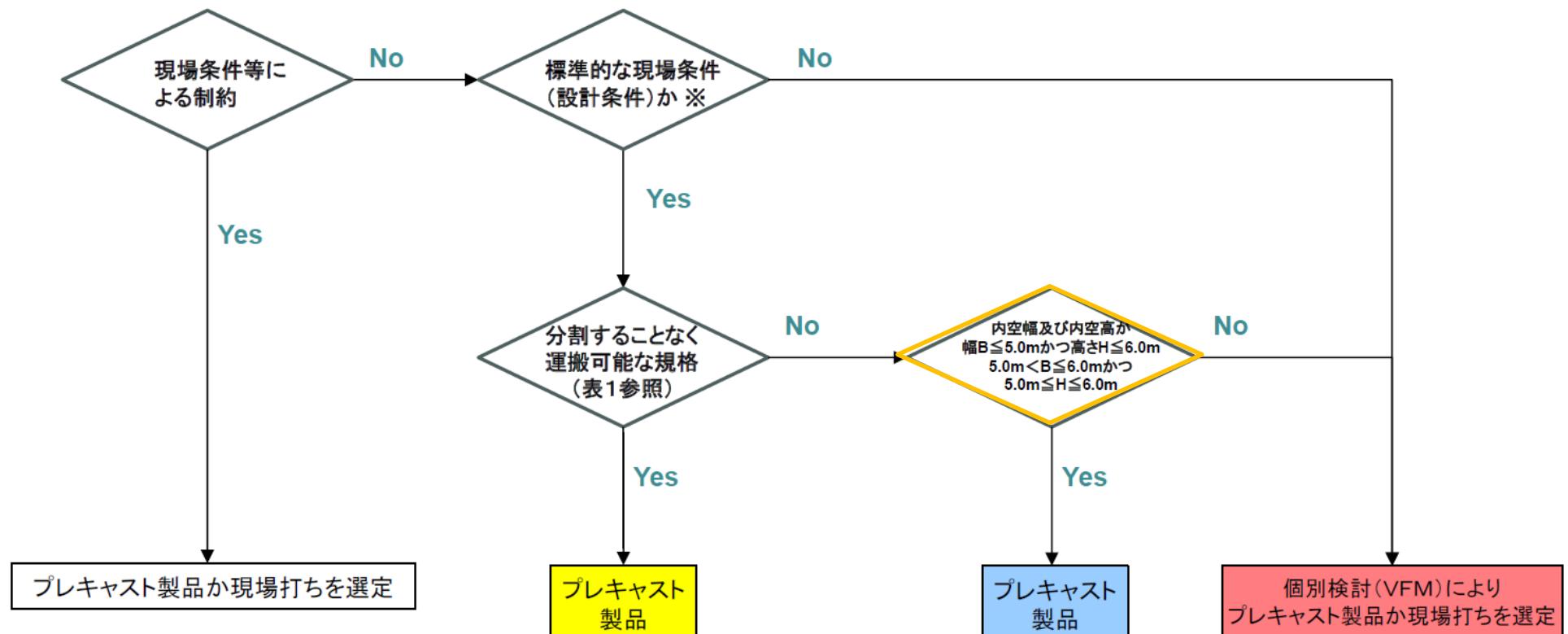
■令和7年3月 周知内容（抜粋）

**<ボックスカルバートの工法選定フロー>**

下記のフローにより、工法選定を行う。

VFMとは、「経済性」だけでなく「省人化」「働き方改革」「安全性向上」「環境負荷低減(CO2削減等)」による評価比較方法

※例えば土被りが3m以上のような特殊な条件



## 【VFM試行要領(案)の比較】

VFMによるコンクリート構造物の工法比較に関する試行要領(案)
令和7年8月
国土交通省 大臣官房技術調査課

	令和6年3月版	令和7年8月版
コスト評価	60点 建設費 = 概算工事費 + 詳細設計費	60点 建設費 = 概算工事費 + + 詳細設計費 + LCC
定量的評価	24点 環境負荷軽減 の評価項目(6点)移動	24点 第三者への影響 の評価項目(6点)配点変更
定性的評価	16点	16点 環境負荷軽減 の評価項目(配点なし)追加

○令和7年8月版の要領において、建設費にLCCが加わったことにより、現場打ちとプレキャストのコスト評価の点数差が縮まった。

そのため、定量的評価及び定性的評価ではプレキャストの点数が高かったことから、合計点数が現場打ちを上回る結果となり、プレキャスト優位が高まった。

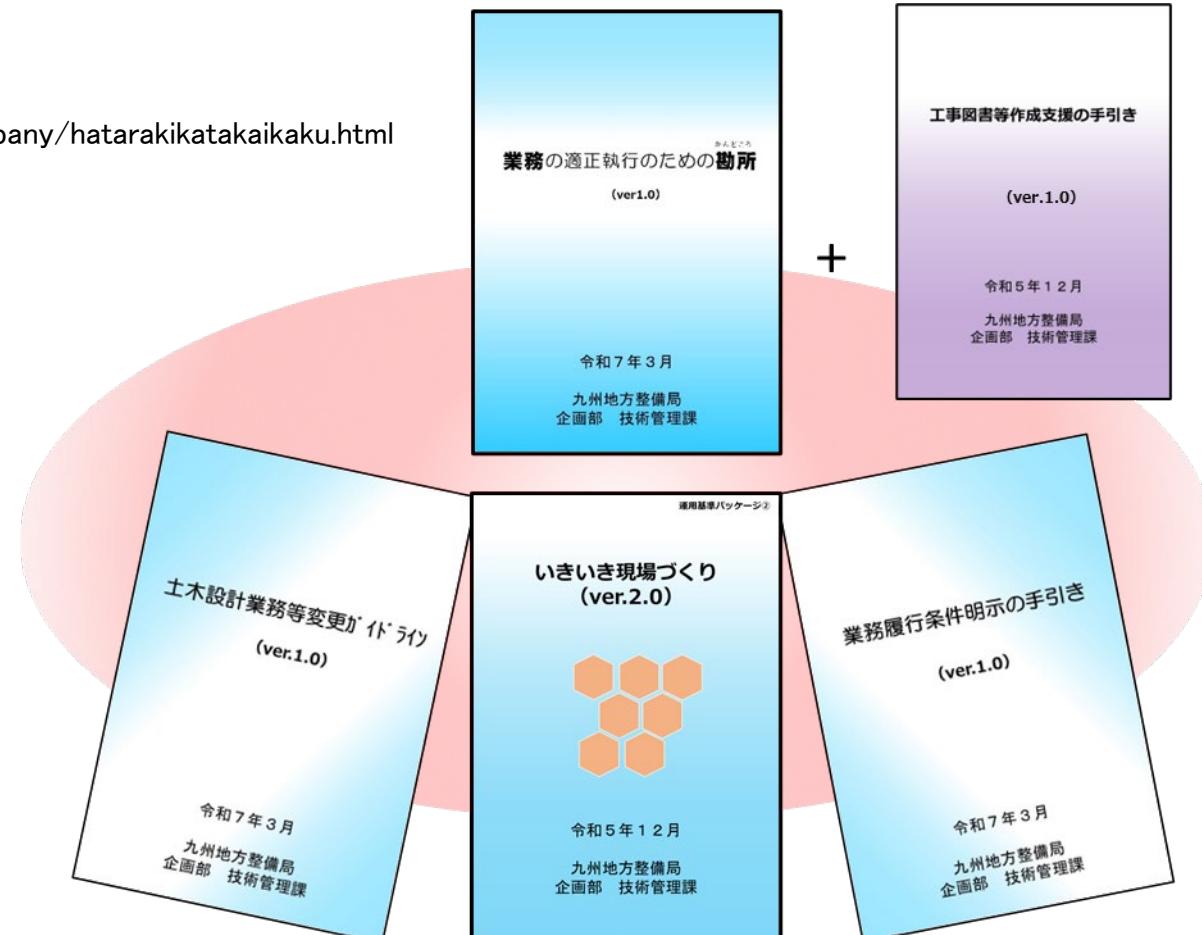
# 【業務の適正執行のための勘所】の策定

①働き方改革に向けて、更なる業務の効率化に資するための運用基準の再構築

- ⇒ ・ 3つの運用基準の策定とパッケージ運用【通称：3(スリー)ポイント】
- ・ 上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ホームページにて公開中】

[https://www.qsr.mlit.go.jp/for\\_company/hatarakikatakaikaku.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html)



## 【業務の適正執行のための勘所】の策定

かんどころ  
**業務の適正執行のための勘所**  
(ver1.0)

令和7年3月

九州地方整備局  
企画部 技術管理課

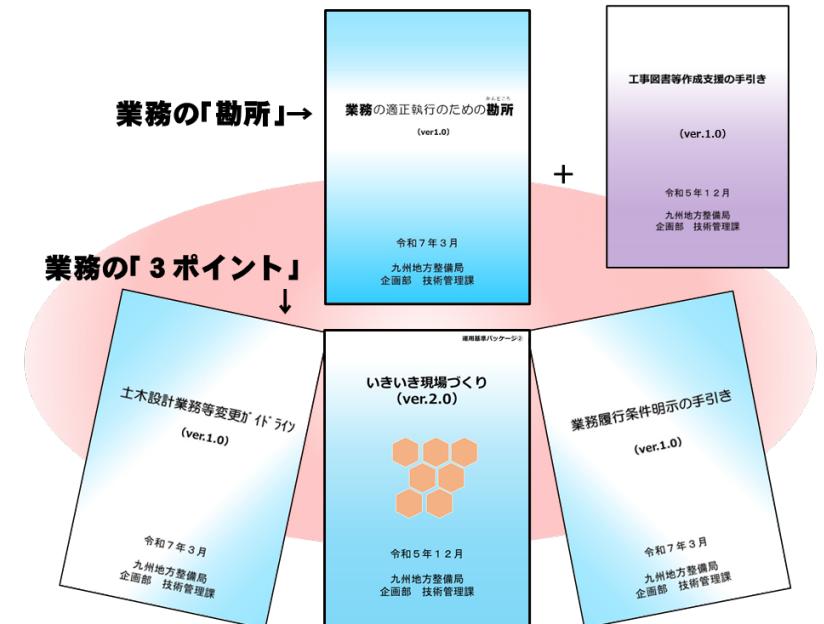
## 業務の適正執行のための勘所

## I. 品確法に定められた、『発注者の責務(※)』を再認識しましょう！

- **予定価格の適正な設定** (市場の技術者単価、資機材の取引価格等を的確に反映)
- **低入札価格調査基準価格** (自治体:最低制限価格)の設定・活用の徹底等
- **履行期間の平準化** (国債・繰越活用、入札公告の前倒し)
- **適正な履行期間の設定** (週休2日等を前提とした休日設定、関連業務の進捗状況など)
- **適切な契約変更** (設計条件と実施条件が一致しない場合の設計図書変更及び契約額や履行期間の変更など)
- **受発注者間の連携体制の構築** (業務適正履行協議に結論を判断できる者が参加)

※品確法改正の理念を現場で実現するため、基本方針や発注者共有の運用指針をまとめた  
「発注者関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に記載

～働き方改革のための業務の「三つの運用基準(通称:3ポイント)」&amp;「勘所」～



# 【業務の適正執行のための勘所】の策定

## Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「扱い手三法(品確法／建設業法／入契法)」が改正されるとともに、業務においては2019年の改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が適用されている。

一方、業務(特に検討・計画業務)は発注者の指示により作業内容やそれに伴う労力が大幅に変わるとともに、成果の品質にも大きく影響することから、発注者の設計思想やスケジュール感等の明確化と共有(コミュニケーション)が極めて重要である。

そこで、更なる業務の効率化に資するため、業務の適正執行のための“勘所(かんどころ)”をまとめた。

### 発注段階

#### ◆ 「履行期間」「価格」は適切か？

- \_履行期間や業務規模(概算費用)は、当該年度の積算基準や技術者単価等に基づき適切に設定することとし、**安易に過去の発注実績からの引用や根拠無き設定は行わない**
- \_当該業務に**関連する他業務の履行時期等も履行期間設定において勘案する** (特に関連他業務がある場合は発注審査会の開催を推奨)
- \_外業を伴う場合は、地域の実情等に応じて**必要な作業不可日を計上する**
- \_**翌債(早期申請等)、国債(平準化国債、機動的国債等)、早期発注(適切な時期に履行期限)**等を積極的に活用し、平準化の取り組みを推進する
- \_現場条件、業務内容等により標準歩掛が適用できない場合は**見積を活用し予定価格を設定する**

#### ◆ 事前準備(条件明示・貸与資料等)に不足はないか？

- \_**設計業務条件明示検討会を積極的に活用し、履行に影響する情報や業務着手後の変更も想定した上で事前に明確にしておくべき当初条件も“条件明示”として明確に記載する**
- \_発注者からのデータ提供遅れによる作業中断がないように、**必要な情報(過年度の電子成果品等)を事前に準備する**

### 実施段階

#### ◆ 日々のコミュニケーションによる“適切な業務遂行”

- \_先ずは当該業務に関する**作業方針や課題等を受発注者で共有し、適時意思決定する**
- \_**合同現地調査**が有効な業務においては**積極的に実施するとともに、適切な費用を支払う**
- \_業務着手時も含め**積極的に業務スケジュール管理表(※)を活用し情報を共有する**
- \_**業務スケジュール管理表は主任調査(監督)員まで迅速に共有し、工程に影響を及ぼす課題や対策等の判断を行うことで履行期限を遵守する**  
なお、受注者の責によらない事象により工程に大きく影響する場合は**業務内容や履行期間を適正に変更する**
- \_業務執行は段取り八分。**ウィークリースタンス(時間外作業を前提とした依頼をしない等)及びワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底する**

#### ◆ 円滑な協議対応と役割分担

- \_重要な変更が生じた場合には、**早々に判断出来る者(副所長等)を含めて業務適正履行協議で迅速に判断する**

### 業務完了時

#### ◆ 検査

- \_**契約内容、現地の状況等を充分に把握したうえで、業務成果の確認を行う**

# 業務執行上の留意点

## 【円滑かつ効率的な業務執行のために】

■受注者との初回打合せで、**業務の意図や設計思想及び成果イメージ等を受発注者間で共有(見える化)**する。これにより作業の方向性が明確となり、受注者の技術力が効率的に投入され、結果、手戻り等なく高精度の業務成果が期待できる

- ⇒①「条件明示」や「特記仕様書」を活用し、設計時の諸条件や関連業務の具体的な情報等を可能な範囲で見える化する
- ②特記仕様書や数量総括表のみでは発注者の意図が十分に伝えきれない場合があることから、着手後、早々に当該業務の意図や設計思想及び成果の活用方法、発注者が持つ成果等のイメージなどを受注者と情報共有する
- ③情報共有は、「いきいき現場づくり(ver. 2.0)」を参考に、業務スケジュール管理表の相互確認時に行うことを基本とする
- ④当該業務の特性から、より効率・円滑に業務執行が図られると想定される場合は、業務計画書作成前に第1回打ち合わせを行うことも可能である
- ⑤作業方針や課題等を業務計画書を用いて受発注者で共有すると共に、適時、意思決定するまた変更契約ごとに業務計画書を適切に更新することで変更内容を明確にする

## 【履行内容等に見合う適切な契約変更】

■業務内容の大幅増に伴う契約変更においては、**当初業務内容との一体不可分の整理とともに、業務量に応じた適切な費用と履行期間を確保する**

- ⇒①新たに判明した現場条件や制約等から分離しての履行が難しく一体不可分なものについては、当該業務にて適切に契約変更を行う
- ②**技術提案の実施体制（増員による対応等）において、当初計画の想定を超える大規模な業務量（補正予算や災害対応等）の増加が生じる際は、適切に契約変更を行う**
- ③併せて、当該受注者の**業務執行体制に応じた適切な履行期間を確保する**      ※業務適正履行協議で変更内容を確認、両者納得の上で契約変更

■契約数量に変更が無い場合(一式契約含む)であっても、**受注者に責の無い事象であれば契約変更が可能である**

- ⇒①設計図書に示された**設計条件と実施条件が違った場合は契約変更が可能である**。その為には特記仕様書において、より具体的に業務内容を記載する
- ②**関連する業務(工事)の工程や関連調査の有無などの当初条件も適切に明示しておくことも重要である**
- ③併せて、**業務執行上の問題が確認された時点で速やかに業務スケジュール管理表を活用し業務適正履行協議(※)で判断するとともに、適宜、履行期間や契約額を変更する**      ※「いきいき現場づくり(ver. 2.0)」p 9~12 参照 《心配事があれば技術管理課へ相談すること》

■災害時においては、受注者による他地域への広域支援もあり得ることから、受発注者の**執行体制、業務への影響や意向等を充分に聞き取り、必要により業務の一時中止や業務スケジュール管理表の相互確認により履行期限の延期など、柔軟に対応する**

## 【技術者交代】

■やむを得ない事情等により交代が認められる場合は、管理技術者は交代してよい

- ①**死亡・傷病・退職・出産・育児・介護等やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）**

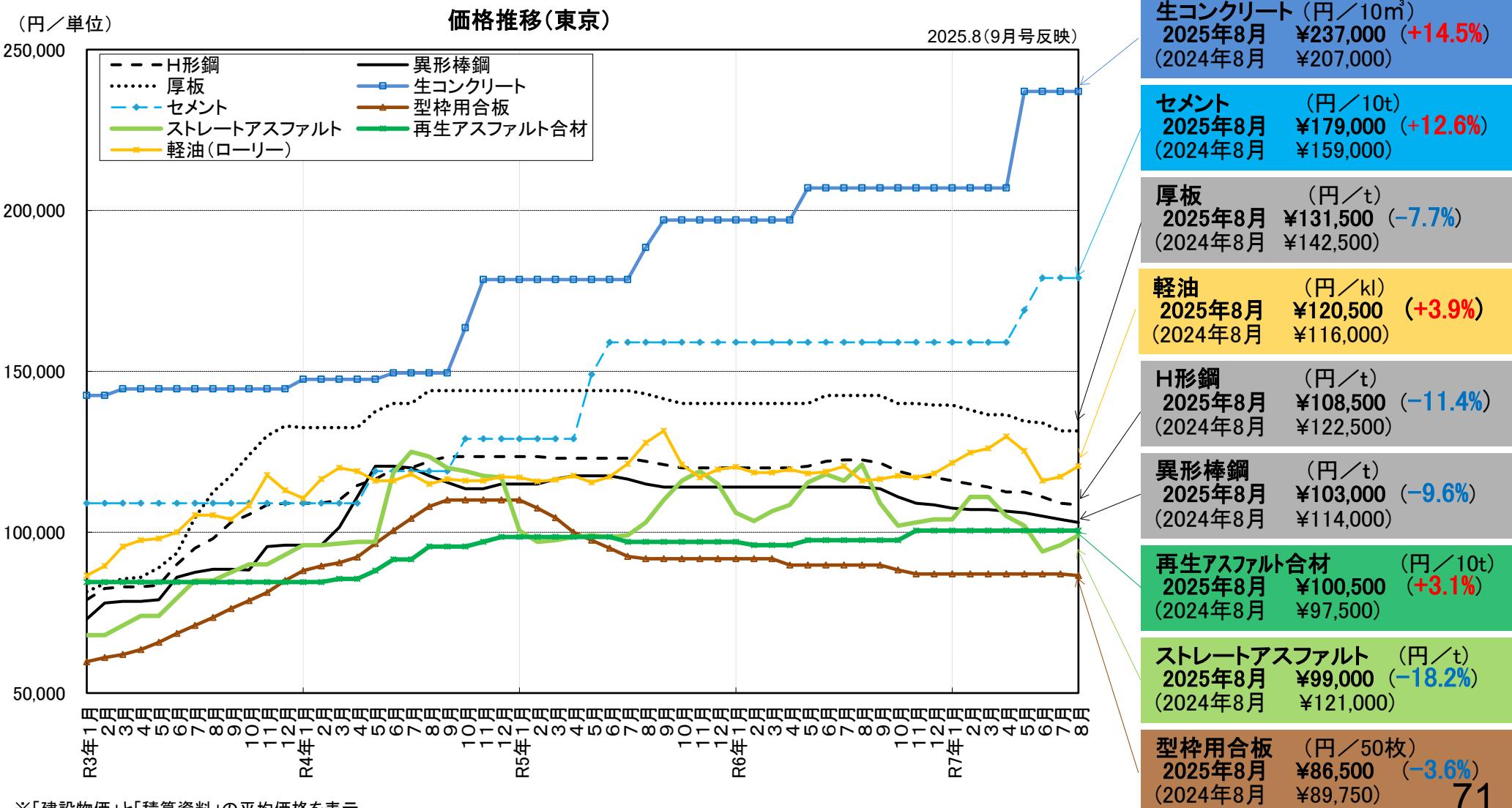
※交代前後の管理技術者は同等以上の技術力の確保が必要（同等以上でない場合は別途考慮）

## 6. 建設資材等の高騰対策について

---

## 主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

価格変動が…

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)

# (参考)スライドの計算例

## <計算の前提条件>

- ・単品スライドの場合 : 対象工事費100,000千円(受注者負担は対象工事費に対する1%(1,000千円))
- ・インフレスライドの場合 : 残工事費100,000千円(受注者負担は残工事費に対する1%(1,000千円))

## 全ての品目の変動額が対象工事費又は残工事費の1%を超えない場合

品目	各材料	契約金額	物価変動後金額	変動額	品目毎変動額合計	適用の可否		○	900
						単品スライド	インフレスライド		
燃料油	軽油	5,000	5,890	890	990	×	—	○	990
	ガソリン	300	400	100					
鋼材類	異形棒鋼	2,500	3,400	900	950	×	—	○	950
	H形鋼	500	550	50					
アスファルト類	再生アスファルト合材	4,000	4,500	500	900	×	—	○	900
	アスファルト乳剤	5,000	5,400	400					
コンクリート類	生コン	4,000	4,500	500	900	×	—	○	900
	プレキャストコンクリートL型擁壁	5,000	5,400	400					
				合計	3,740	単品スライド 対象合計額	0	インフレスライド 対象合計額	3,740

→

- ・単品スライド : 対象工事費の変動額合計3,740千円に対するスライド額は、0千円
- ・インフレスライド : 残工事費の変動額合計3,740千円に対するスライド額は、2,740千円(=990+950+900+900-1,000)

※全体スライドは12か月以上の工期の工事が対象

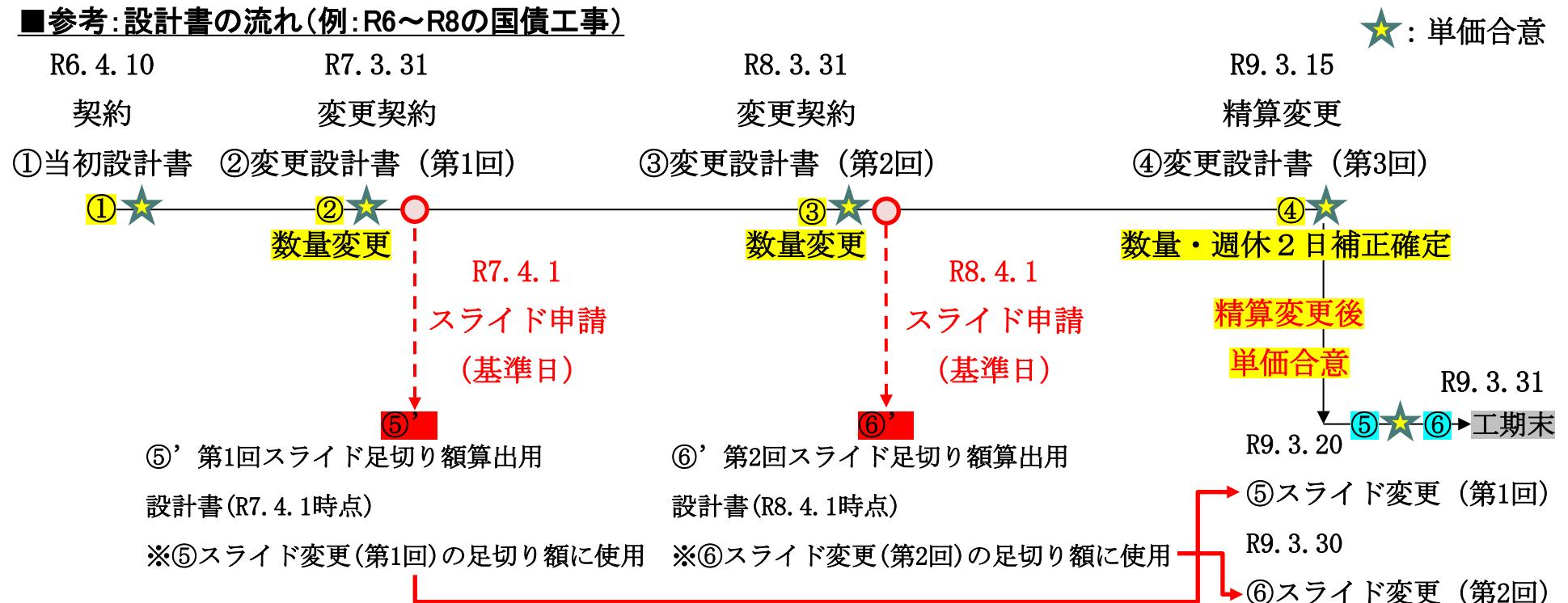
# スライドの留意事項について

①週休2日の補正は、現場閉所(交替制工事の場合は休日確保)の達成状況に応じて確定することから、工期末にならないと確定することができない。

②一方、積算システムの仕様上、スライド設計書作成時に「出来高」として設定した金額は、週休2日の補正も含めその時点で固定されてしまうことから、工期末に達成状況が変化し、補正係数を変更する必要が生じても変更することができない。

⇒①・②より、**週休2日制適用工事のスライド設計書の作成は、工期末の精算変更時に行う。**  
(補正係数を変更する場合は、スライド設計書作成前の精算変更時に変更する。)  
ただし、基準日時点で出来高が0の場合、変更することも可能。(複数年維持工事の2年目以降など)  
※上記①・②の運用あるいは仕様が変更となった場合、本運用が変更となる場合がある。

## ■参考:設計書の流れ(例:R6~R8の国債工事)



○九州地方整備局（港湾空港関係を除く）締結の契約におけるスライド  
条項（工事請負契約書第26条）適用状況

## 増額・減額スライド適用件数

年度	全体	単品	インフレ	合計
R2	0	2	15	17
R3	0	0	10	10
R4	0	22	67	89
R5	0	9	99	108
R6※ ※暫定値	1	23	135	159

※九州地方整備局（港湾空港関係を除く）において各年度中にスライド変更契約を締結した件数

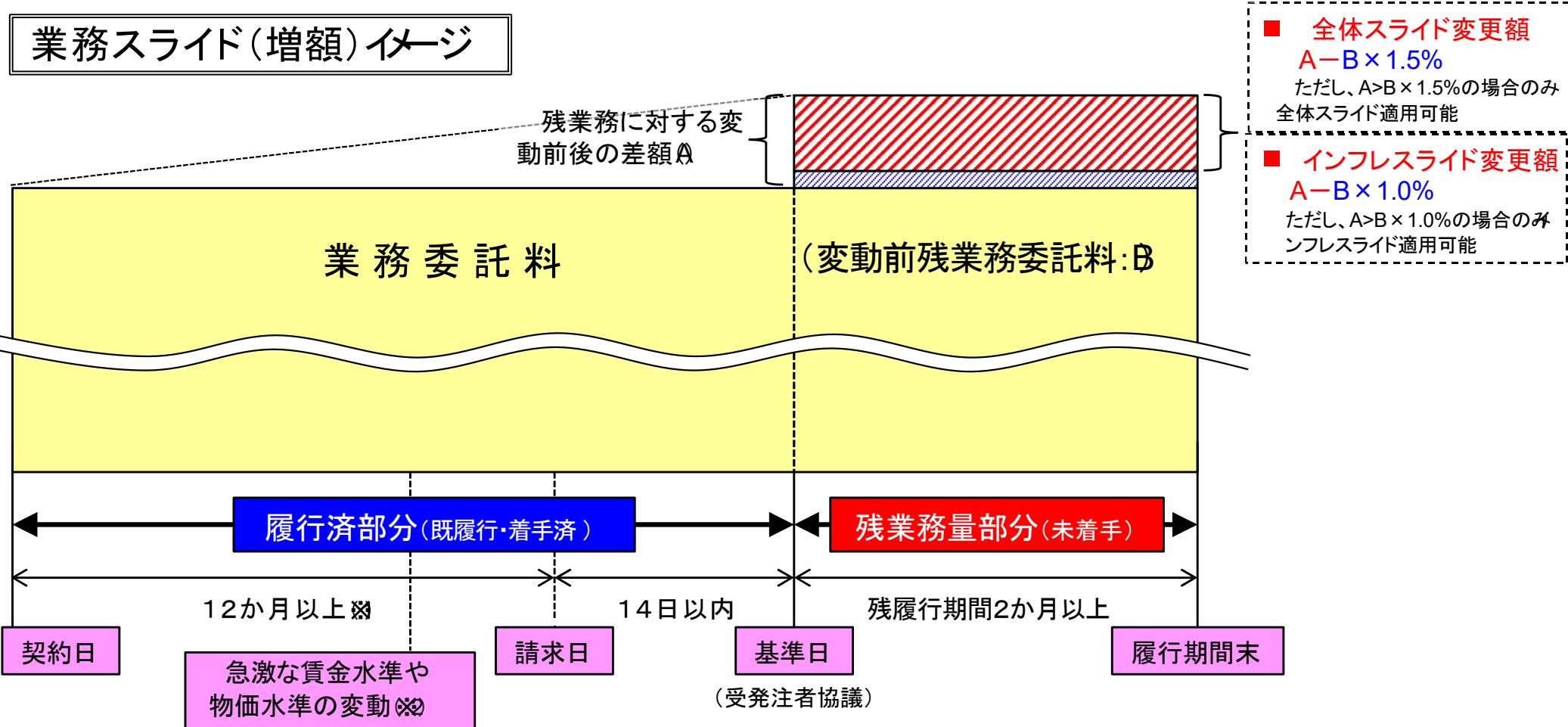
※国土交通省直轄工事等契約関係資料 地方整備局等工事契約状況等（港湾空港関係を除く）より集計

※令和6年度については暫定値

## ○ 業務スライドの試行のポイント

- ・スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額(スライド額)を業務委託料に反映する制度
- ・今回の試行では、まずはスライド額を適切に算定できる業務(賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務)からの適用を開始

## 業務スライド(増額)イメージ



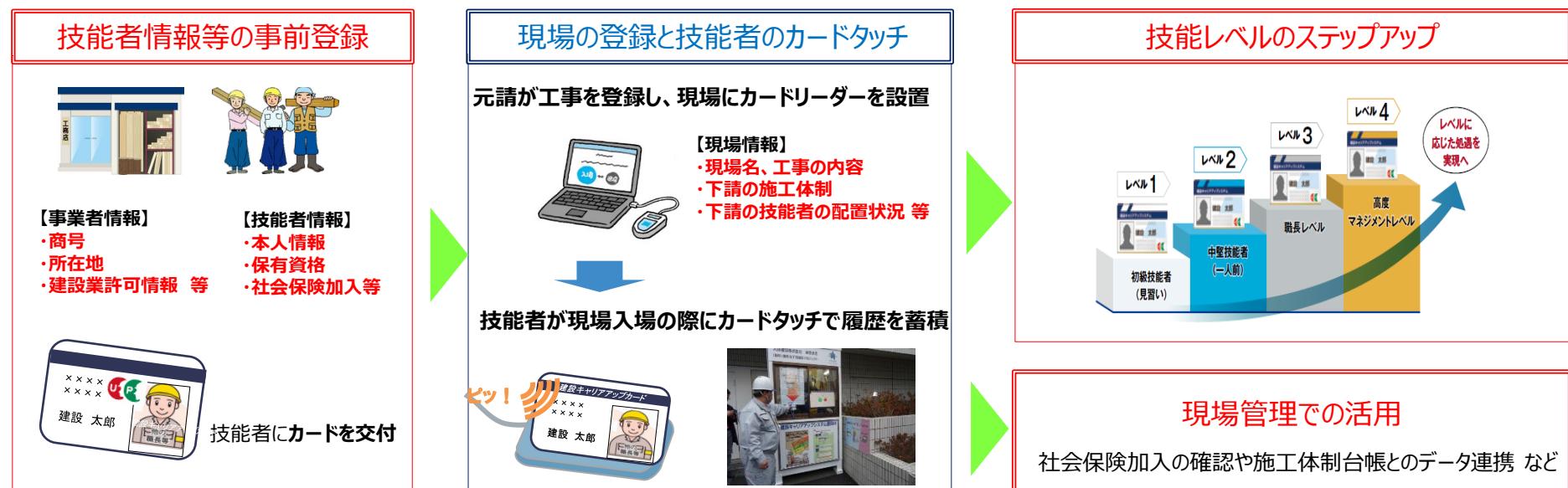
## 7. 建設キャリアアップシステムについて

---

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

### ＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

## ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～



## STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
  - ・CCUSサテライト説明会
  - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

## STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
  - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

## STEP3 技能者の待遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
  - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
  - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

# CCUS義務化モデル工事(試行)について

## 1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評定において**加点／減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事：**一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。

3. 試行内容

### (1) 特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
- ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
- ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること

※上記①～③の達成状況により、工事成績評定で**加点／減点**

### (2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率／技能者登録率／就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

### (3) 工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評定で加点／減点**

※目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点

### (4) 積算

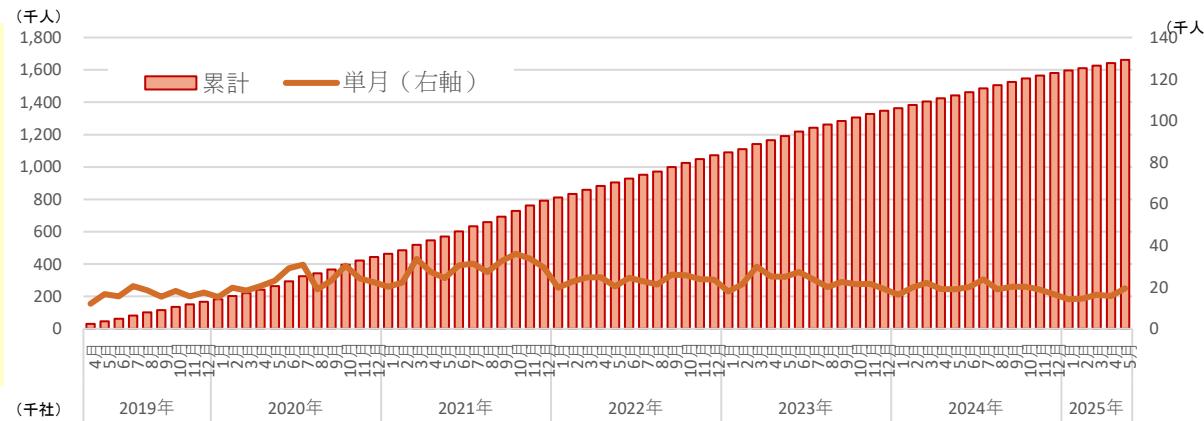
カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事等を対象に、受注者希望方式による**CCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、各地の建設業界の要望、理解等を踏まえつつ**各地方整備局等**で数件実施(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評定の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**公表**することを求める。) 80

## 技能者の登録数

**166.2万人が登録**

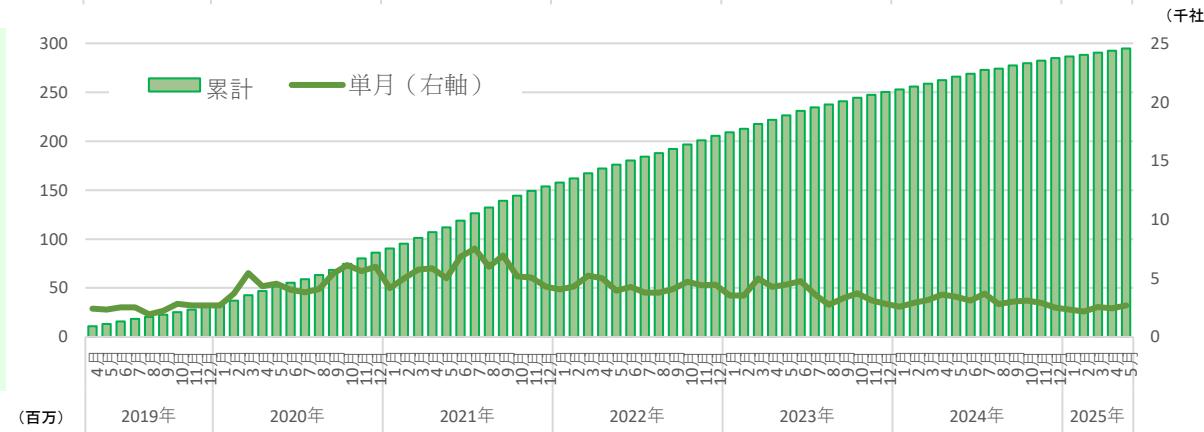
※労働力調査(R5)における建設業技能者数:300万人



## 事業者の登録数

**29.5万社が登録**

※うち一人親方は10.2万社

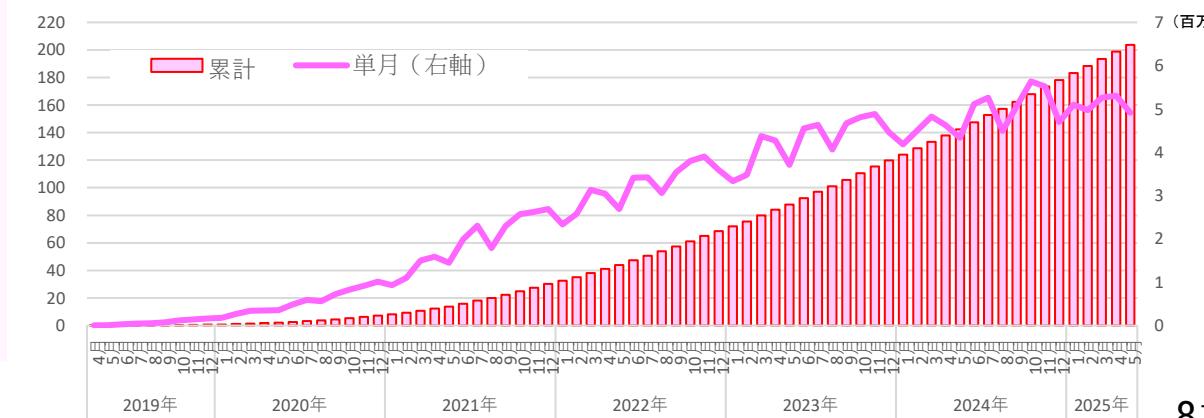


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 20,000万突破

※5月は491万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

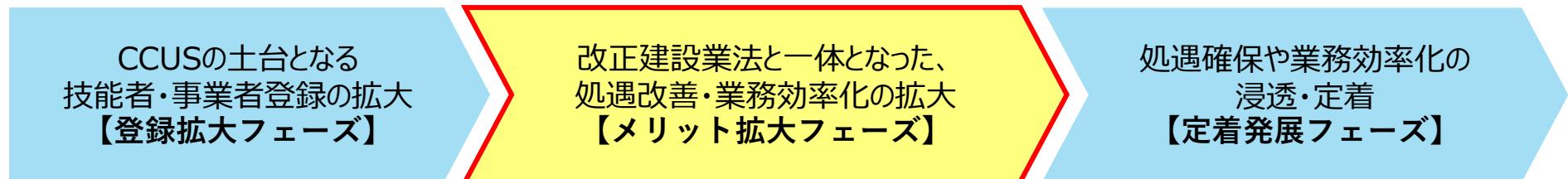
※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

## CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

&lt;令和6年7月24日公表&gt;

- これまでの5年間の取組を通じて、CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展。
- 今後3年間で、改正建設業法に基づく取組と一体となって、この土台を活用した処遇改善や業務効率化のメリット拡大を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



### 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットを拡充

## CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）

&lt;令和6年7月24日公表&gt;

R6年度

R7年度

R8年度～

経験・技能に  
応じた処遇改善適正な労務費の  
確保・行き渡りCCUSレベルに応じた  
手当・賃金等技能者を大切にする適  
正企業の評価向上CCUSの登録データを  
活用した事務作業削減技能者がアプリで、自  
身の経験等のデータを  
確認CCUSと建退共の  
完全連携就業履歴を蓄積でき  
ない現場の解消能力評価を受けられな  
い分野の解消表明保証に関する検討・試行  
「建設Gメン」による実地調査CCUSレベルに応じた手当・賃金等の働きかけ  
技能者の処遇改善に資する退職金共済制度の検討「技能者を大切にする適  
正企業」の自主宣言  
制度（仮称）の創設インセンティブ  
提供水準の高い取組を行う企業の  
認証・インセンティブ強化施工体制台帳の  
提出義務合理化  
労務安全システム等との情報連携

技能者アプリの導入

建退共のCCUS活用電子申請推進

連携できるデータの  
範囲の拡大（入退場データ等）資格証携行義務への対応  
建退共掛金の積立状況の表示

CCUSと建退共との連携完結

自治体における取組の見える化  
都道府県・市町村への働きかけ、  
直轄モデル工事推進就業履歴蓄積状況に  
応じた経審加点元請が現場登録しない場合の  
就業履歴の蓄積のあり方について検討CCUS登録と能力評価の  
ワンストップ化

能力評価分野の拡大（住宅建築、多能工など）

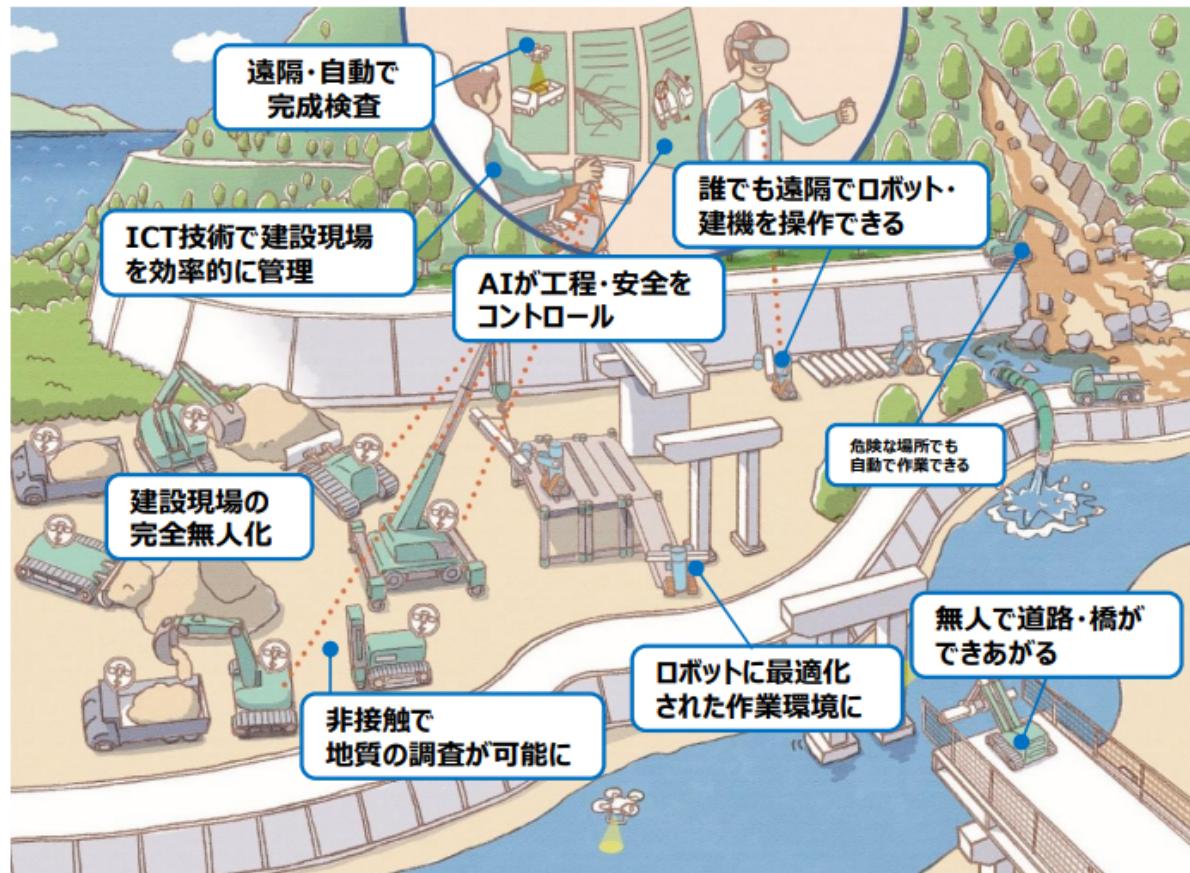
CCUSを活用  
した事務作業  
の効率化・省  
力化技能者や建設企業  
が実感できる  
**CCUSのメリット**  
を拡大就業履歴の蓄  
積と能力評価  
の拡大あらゆる現場・  
あらゆる職種で  
CCUSと能力評価  
を実施

## **8. i-Con2.0、CIM等の取り組み**

## 建設現場のオートメーション化の実現に向け

**i-Construction 2.0** を開始！

～①施工②データ連携③施工管理を3本柱としてオートメーション化の取組を推進～



i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)

**2040年度までに  
実現する目標****省人化**

- ・持続可能なインフラ整備・維持管理体制の構築
- ・少なくとも**省人化3割、すなわち  
生産性1.5倍**を実現

**安全確保**

- ・建設現場の**死亡事故を削減**

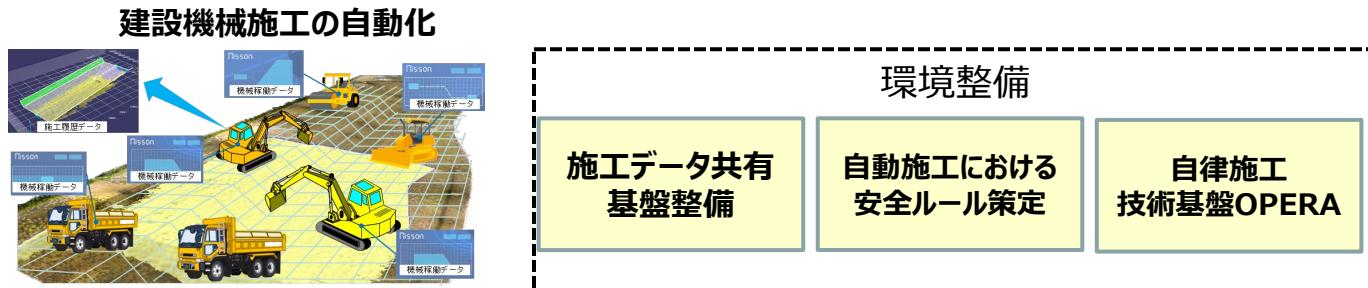
**働き方改革・新3K**

- ・屋外作業の**リモート化・オフサイト化**

# 建設現場のオートメーション化に向けたトップランナー施策

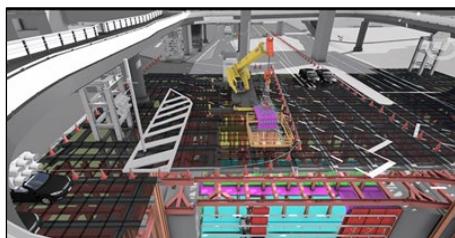
## 1. 施工のオートメーション化

- 建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化



## 2. データ連携のオートメーション化（デジタル化・ペーパーレス化）

- BIM/CIMなど、デジタルデータの後工程への活用
- 現場データの活用による書類削減・監理の高度化、検査の効率化



## 3. 施工管理のオートメーション化（リモート化・オフサイト化）

- リモートでの施工管理・監督検査により省人化を推進
- 有用な新技術等を活用により現場作業の効率化を推進
- プレキャストの活用の推進

建設現場のオートメーション化を実現

## 2016 i-Construction 開始

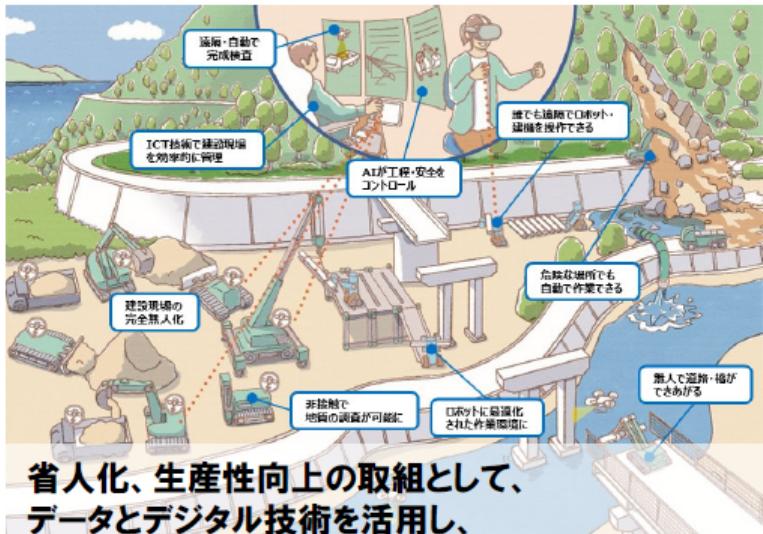
生産性向上の取組として、建設現場の建設プロセスにおいて全面的にICT(情報通信技術)を導入



(社会情勢の変化、背景)

- ・生産年齢人口の減少
- ・災害の激甚化、頻発化
- ・AIをはじめとするデジタル技術の進展
- ・インフラの老朽化の深刻化

## 2024 i-Construction 2.0 深化



将来にわたって、インフラ整備・維持管理を実現し、国民の安全・安心を確保

## トップランナー 3本の取組の主な事例(2024)

### ■施工のオートメーション化

-直轄導水トンネルや大規模ダム現場等において、積込用バックホウの自動運転を試行やCSG打設の自動施工を実施。

⇒運搬に係る人員を省人化  
(3人の管制員が14台の自動化建設機械を稼働させ施工※)  
※成瀬ダム堤体打設工事の事例



-ダンプトラックやバックホウの位置情報、稼働状況を見る化し、運搬経路や機械の能力を見直す試行を実施。

⇒運搬に係る作業員を省人化  
(延べ80人削減※)

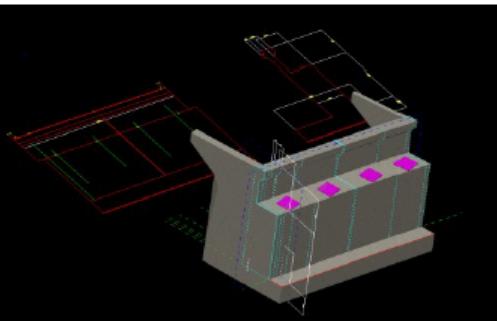
※道央自動車道 喜茂別  
喜茂別ランプ改良工事の事例



### ■データ連携のオートメーション化

-3次元モデルにより情報伝達を効率化。2次元図面と3次元モデルの照査の自動化を試行。

⇒3次元モデルと2次元図面の照査  
人員を省人化



### ■施工管理のオートメーション化

-ARを活用した土工の出来形確認にデジタル技術を活用し、視覚的に見える化。

⇒段階確認や実地検査を効率化・迅速化



○過年度の取り組み

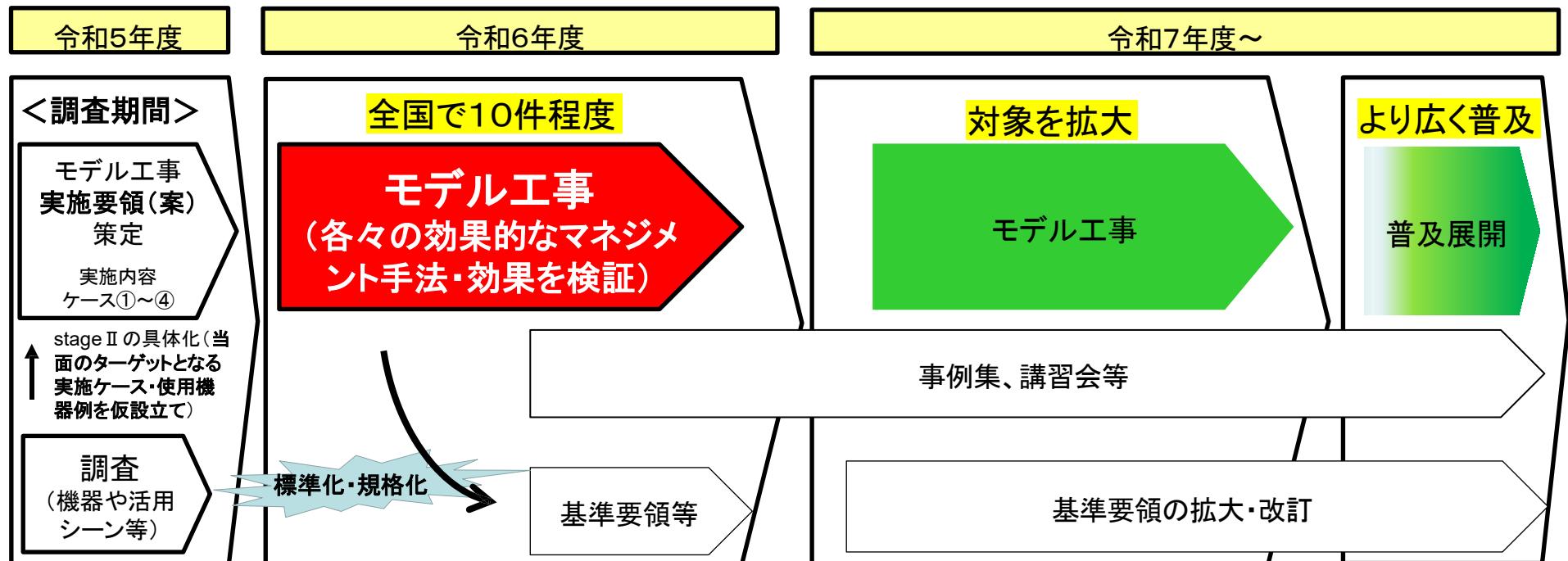
○2024年度の取り組み

○2025年度の取り組み

3つの オートメーション化	①施工のオートメーション化			②データ連携のオートメーション化			③施工管理のオート メーション化
個別施策 フェーズ	施工データ の活用 (ICT施工 Stage II)	遠隔施工	自動施工	BIM / CIM			デジタルデータを 活用した 監督・検査等
				3D・2D 連動(照査)	3Dモデルの 契約 図書化	積算	
現場試行 試行要領	試行工事要領作成 ・データ活用による 現場マネジメントに 関する実施要領 (案)		安全ルールの策定 ・自動施工における 安全ルール改定版 ・自動化技術の 現場検証(21件) ・海上における作業 船の自動・自律化 現地試験		試行工事要領作成 ・3次元データを契約 図書とする試行ガイ ドライン(案)	試行業務要領作成 ・BIM/CIM 積算試行 要領(案)	
試行工事・業務	・試行工事の実施 ・R6 45件 ・要領の検証結果 取りまとめ・報告		試行工事の実施 ・R6 4件(土工等) ・R7 工種拡大 (トンネル他) ・20件実施	試行業務の実施 ・R6 86件 ・R7 試行拡大	試行業務の実施	試行業務の実施 ・R6 11件 (橋梁下部) ・R7 工種拡大	試行工事の実施 ・R6 13件
本格運用のための 要領策定・改定	・本要領の策定	・導入拡大 のための 要領策定		・本要領の策定			本要領の改定 受注者提案に応じて 順次要領改定
本格適用							
活用促進							

## ICT施工stage IIの普及展開に向けたモデル工事

- 令和6年度から土工をターゲットとしてモデル工事を実施し、各々の効果的なマネジメント手法・効果を検証し、今後の普及展開に向け基準要領策定を行う。



## &lt;データ利活用環境整備&gt;

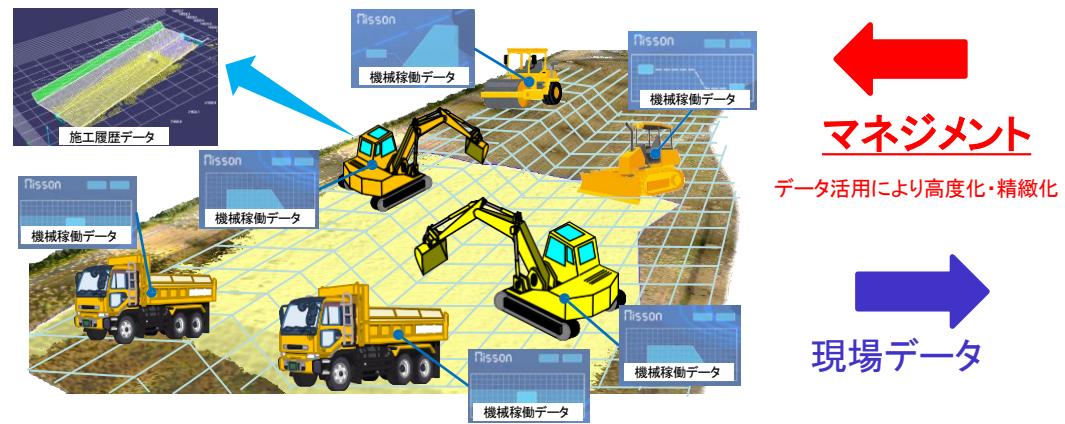
施工データプラットフォーム整備(共通情報基盤)

実装

## 【参考】ICT施工stage IIについて

- ICT施工stage II は機器やアプリケーション等によりデータを取得し、活用することで現場を見る化し、「施工管理等のマネジメントを高度化・精緻化」する取り組み。
- ICT施工stage II の普及のためには、機器の導入推進とともに、「マネジメントの考え方・手法」の普及が必要。

&lt;A工事&gt;



マネジメント

データ活用により高度化・精緻化

現場データ



受注者

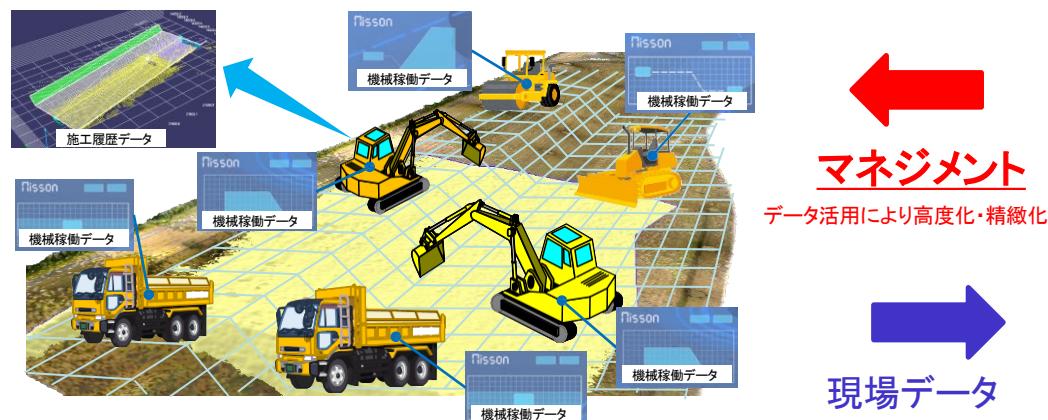


マネジメント

データ活用により高度化・精緻化

監督職員  
(PM)

&lt;B工事&gt;



マネジメント

データ活用により高度化・精緻化

現場データ



受注者



マネジメント

データ活用により高度化・精緻化

現場データ

# ICT施工stage IIの実施内容について

## 実施内容: ケース①～④

### タイミングの調整

#### ＜ケース①＞

前工程からの引き渡し時刻が不明  
(後工程側で待機が発生)

見える化



前工程の引き渡しに合わせて施工  
(待機を減らし、別作業等に充てる)

### 資機材・ヤード等の調整

#### ＜ケース②＞

各機械の稼働率や待機時間等が不明  
(ボトルネックとなる作業を放置)

見える化



資機材等調整によりボトルネック解消  
(全体の施工能力の向上)

### ＜ケース③＞

土配の計画と実工程のズレが不明  
(土・資機材・ヤード等の過不足等)

見える化



土・資機材・ヤード等の調整(過不足等への随時対処)

### 教育や注意喚起

#### ＜ケース④＞

安全・環境上のリスク(ヒヤリハット等)が不明  
(リスクを認識しない・放置)

見える化



教育・注意喚起・苦情対応等

## 各ケースの管理対象(効果を見込む管理項目)

実施内容	管理対象(効果を見込む管理項目)										
	施工業者 ※東北地整 施工計画書作成例を参考							【参考】発注者(監督職員) ※契約書における監督職員の役割			
	資材調達	労務管理	工程管理	交通管理	安全管理	品質管理	環境対策	施工状況確認	段階確認・検査	指示・協議等	契約書類の交付
ケース①		△	○	△				○			
ケース②	△	○	○	△				○			
ケース③			○					△			
ケース④				○	○						

令和5年度

令和6年度

＜全般＞

BIM/CIM原則適用の開始

▶ BIM/CIM取扱要領の策定

＜3Dモデル＞

詳細設計で3次元モデルの提出義務化

▶ 3次元モデルと2次元図面の連動(照査)の試行

＜積算＞

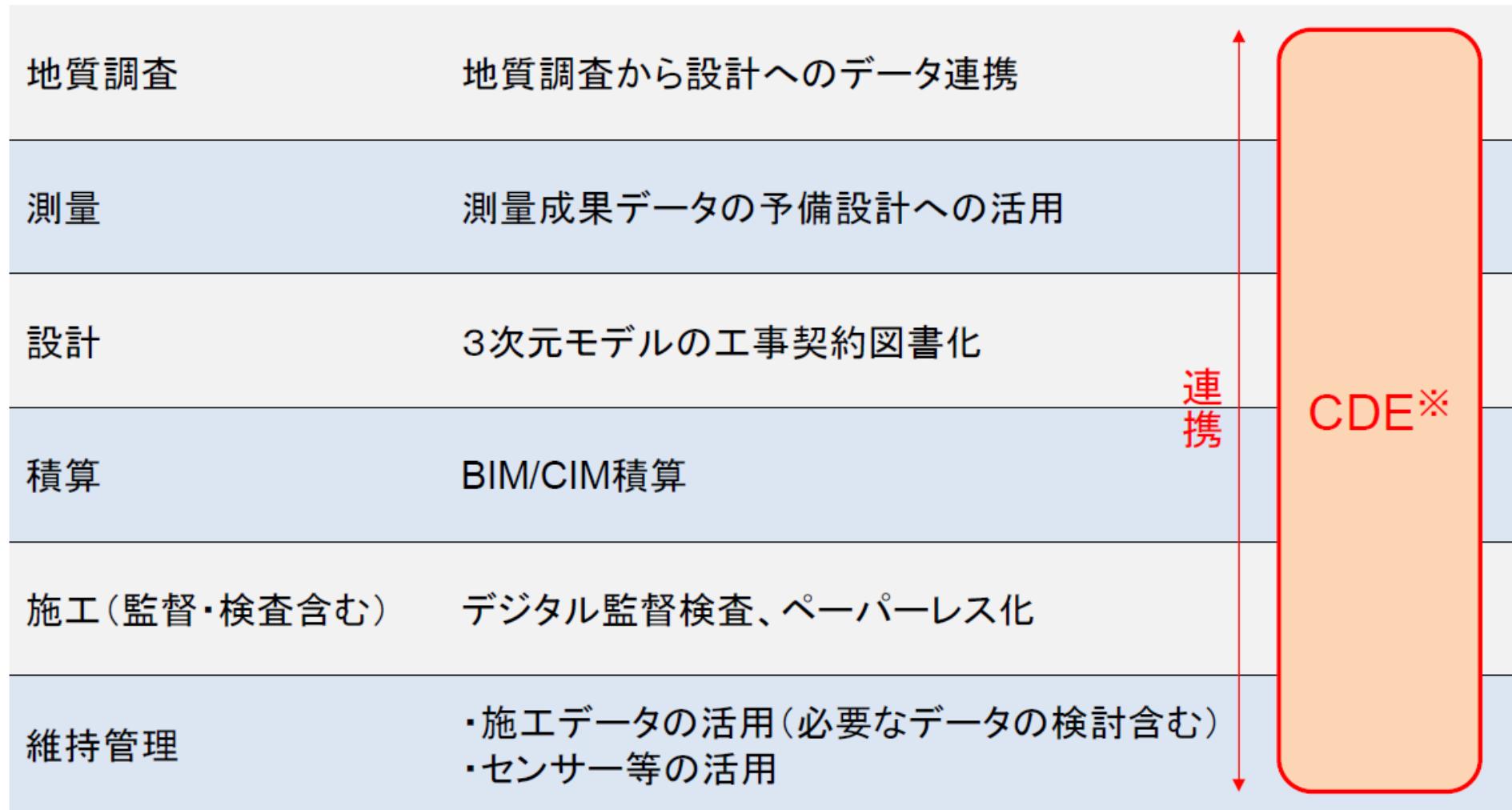
3次元モデルの数量を手作業で積算に活用

▶ 3次元モデルの数量を自動で積算に活用(橋梁下部)

＜その他＞

- ・鋼橋における設計から工場製作へのデータ連携の試行
- ・ICT施工における設計データの活用

デジタルデータを活用した監督検査の基準化



※共通データ環境 (Common Data Environment) : プロジェクトで関係者がデジタルデータを共有・活用するための環境。

3Dモデルの契約図書化	～2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)以降
3Dモデルを工事契約図書として活用		試行 	試行拡大 3Dモデルを契約図書とするガイドライン作成	本格導入 (2D-3D連動確認モデルのみ)
2Dの効率化  2Dの作成を簡素化し、3D中心の仕事を推進		3D活用の検討・試行 (2次元図面の削減を検討)  CAD製図基準の緩和 (2Dの作成基準を緩和し、3D中心の取り組みを促進)		
2D-3Dの連動  2次元図面と3次元モデルの照査基準の作成、原則化	試行			原則化
3Dモデルの妥当性検証 (システムによる設計照査)  3Dモデルが各種基準に準拠したものになっているかシステムで照査するための基準の作成		3Dモデルシステム照査 要求仕様作成 (鋼橋の中間ファイルで検討を開始)	鋼橋での試行、原則化	対象工種拡大

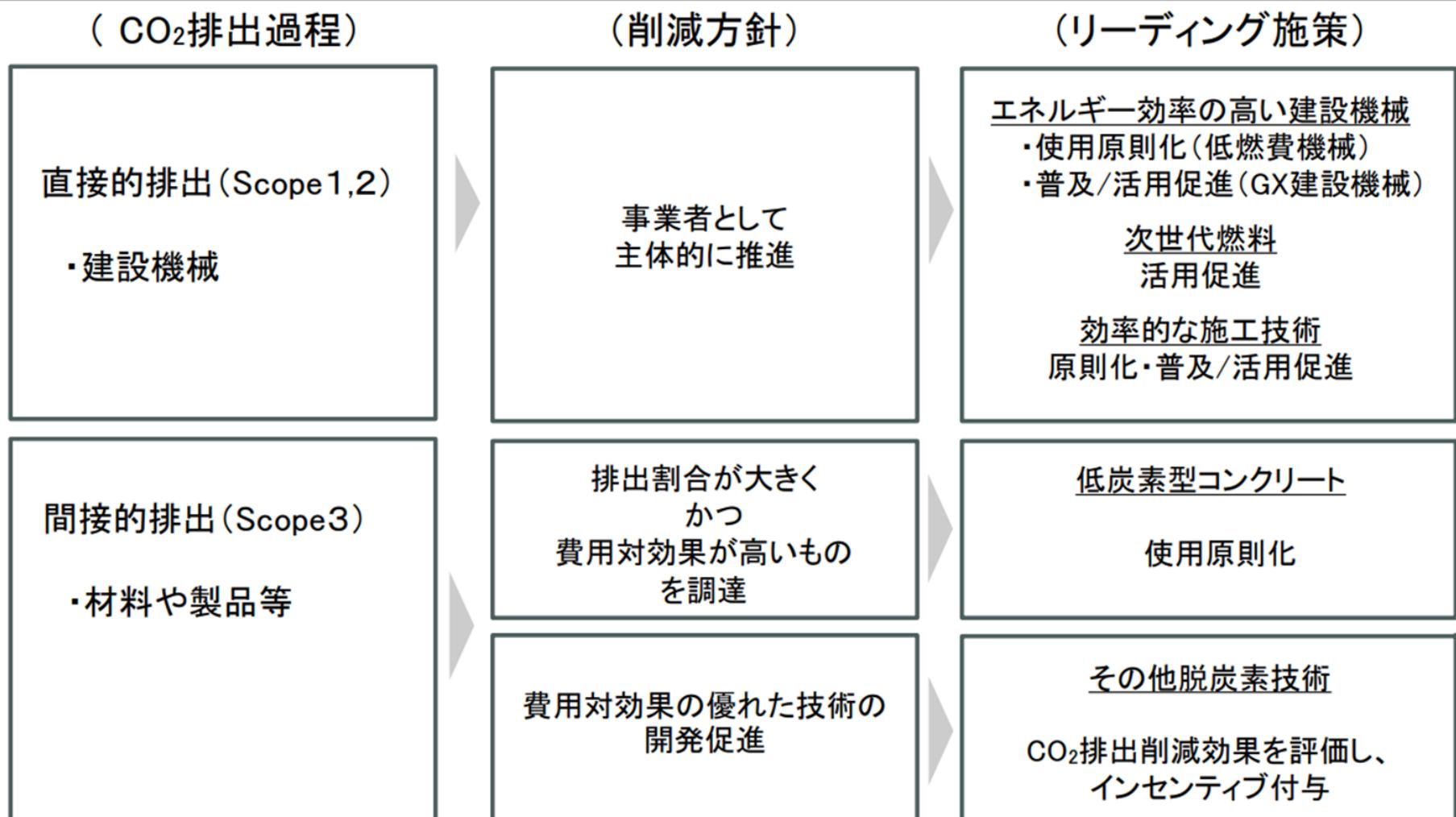
BIM/CIM積算	~2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)以降
3Dモデル数量の活用 (土工)	課題把握	土工での試行		
数量データの 積算システムとの連携 (コンクリート構造物)	ソフトウェアの機能 要件作成 (IFC)  変換ツール作成 (IFC→XML)	ソフトウェア対応・検定 【bSU, OCF】		橋梁下部工での試行  試行工種拡大 (コンクリート構造物)  本格導入

## 9. 国土交通省土木工事の脱炭素アクションプラン ～建設現場のカーボンニュートラルに向けて～

---

## アクションプランについて

- 品確法の改正や地球温暖化対策計画等政府計画の策定を踏まえて、国土交通省の発注する土木工事（以下「直轄工事」という。）が脱炭素化に向けて先進的に取り組むことで、建設現場の取組を牽引
- CO<sub>2</sub>排出の過程に応じて、削減方針を定め、リーディング施策を進める



## カーボンニュートラルに向けたリーディング施策

R7.4.21本省記者発表 [https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_001200.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001200.html)

## リーディング施策

2030年

2040年

2050年

## ①建設機械の脱炭素化

エネルギー効率向上

燃費向上

電動建機の普及・導入促進

次世代燃料の使用促進

効率的な施工の推進(ICT施工、ICT施工StageⅡ、新たな施工技術)

使用原則化・更なる燃費向上

電動建機の電力消費性能向上

普及促進

## ②コンクリートの脱炭素化

低炭素型コンクリートの  
使用原則化CO<sub>2</sub>固定化・吸収コンクリート  
等研究開発(産)

排出削減割合を順次引上げ

費用対効果の優れた技術の使用原則化

## ③その他建設技術の脱炭素化

建設分野の材料・製品等の脱炭素化に向けた研究開発(産)

導入環境整備  
(評価制度等)

費用対効果の優れた材料・製品の普及促進

# ①建設機械の脱炭素化

- 建設機械の燃費性能の向上を促進しつつ、2030年度を目途に燃費基準達成建設機械を直轄工事において油圧ショベルから使用原則化。また、電動建機（GX建設機械）の電費性能向上を促進しつつ、普及・導入促進を図る。
- 次世代燃料等の活用をモデル工事等により促進。
- 建設機械の脱炭素化に向けて、燃費の向上や電動化によるエネルギー効率の向上、次世代燃料の活用を促進する。また、ICT施工や建設現場のデジタル化・見える化、チルトローテータ等の新たな施工技術の活用による施工の効率化を図る。



Fossil Freeプロジェクト(スウェーデンの例)



GX建機の実現場での活用事例



建設機械認定制度における各種認定マーク

## 〈ロードマップ〉



## ②コンクリートの脱炭素化

○コンクリート製造時にCO<sub>2</sub>排出量の少ない原料を活用するともに、技術開発の進むCO<sub>2</sub>をコンクリートに固定・吸収する技術について、供給体制・費用対効果等を見定めつつ活用し、直轄工事でのコンクリートの脱炭素化を目指し、建設現場における脱炭素化の取組の底上げを図る。

### CO<sub>2</sub>排出削減

セメント混合割合を45%以下とし、  
高炉スラグ微粉末に置き換え 等



### CO<sub>2</sub>吸収源増

工場排ガスを用いて養生することで排ガス中に含まれるCO<sub>2</sub>をコンクリートに固定 等



### 〈ロードマップ〉

2030年

(2025年～)

2040年

(2027年～)

2050年

CO<sub>2</sub>排出削減  
セメント代替材料の使用等

試行による市場性の検証

用途等を指定して使用を原則化し、順次対象を拡大

排出削減割合を順次引上げ

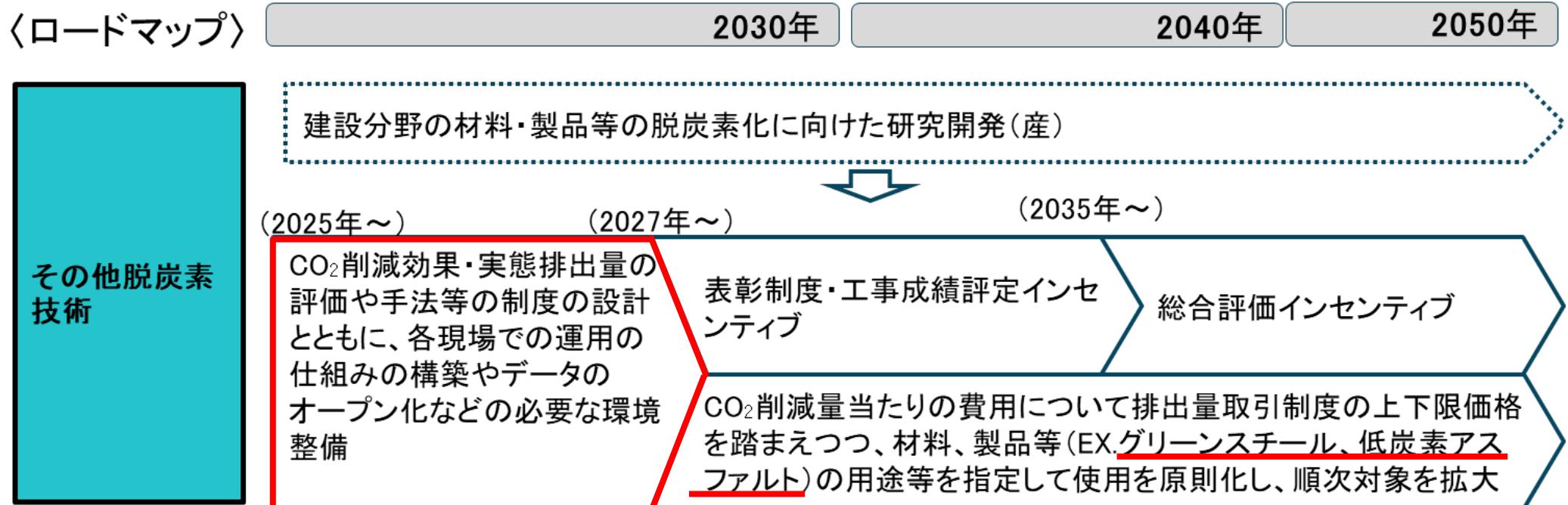
CO<sub>2</sub>吸収源増  
CO<sub>2</sub>固定した炭酸塩原料を用いた骨材や混合剤の使用、養生中のCO<sub>2</sub>吸収等

GI基金等による技術開発の状況に応じて、試行による適用範囲・供給体制・費用対効果の検証

CO<sub>2</sub>削減量当たりの費用について排出量取引制度の上下限価格等を踏まえつつ、用途等を指定して使用を原則化し、順次対象を拡大

### ③その他建設技術の脱炭素化

○各企業による脱炭素に関する材料、製品等の技術開発が進んでおり、脱炭素材料等にインセンティブを与えるとともに、費用対効果に関する目標値を示すことで、削減効果向上や価格低減を促し、技術の開発・普及促進の好循環を構築し、建設現場における脱炭素化の取組の底上げを図る。



## 10. その他

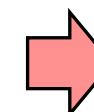
---

# 5つの運用基準(通称:5ルール)の理解度

○生産性向上(=時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築(令和5年12月)

⇒・5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称:5(ファイブ)ルール】

・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称:勘所】



周知・理解不足

## 【働き方改革に関する取組アンケート結果】

目的：働き方改革の推進を目的として制定された5運用基準（5ルール）をはじめとする、各種の取り組みに対する認知・理解・運用等の状況を把握し、これら改善意見を収集することにより、今後の更なる改善に資する資料とする。

調査期間：令和7年3月12日～令和7年5月9日

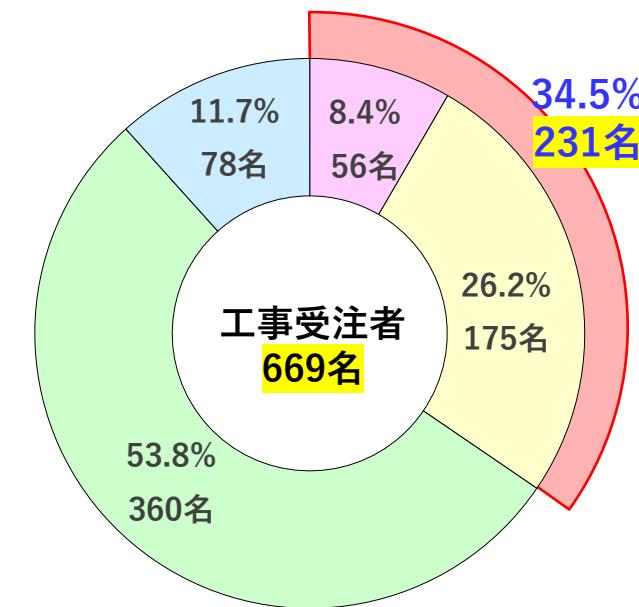
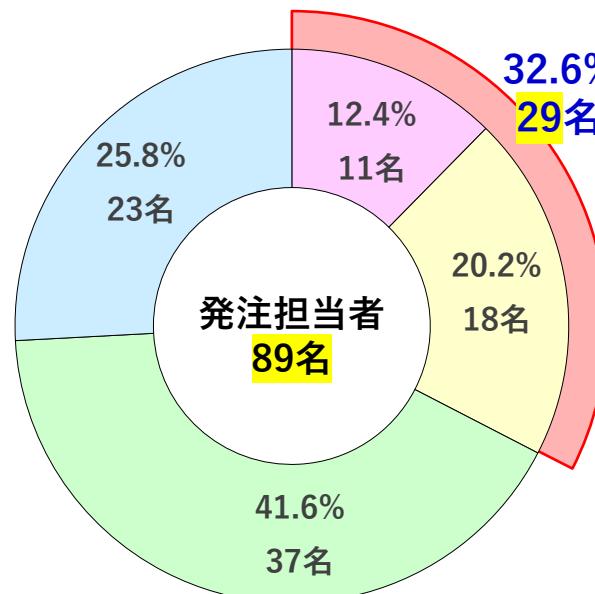
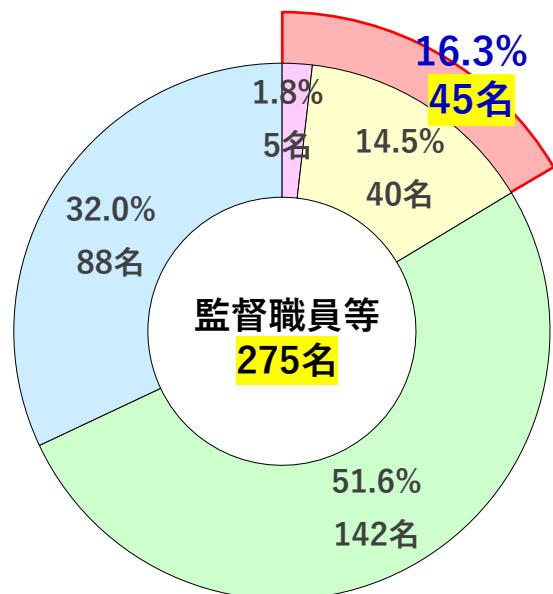
調査対象：発注担当者、監督員、受注工事の担当者

回答方式：WEBアンケート方式（未記名）

- 設計変更ガイドライン
- 書類省力化ガイド
- いきいき現場づくり
- 施工条件明示の手引き
- 工事一時中止ガイドライン

- 5ルールの存在を知らなかった
- 5ルールの存在は知っているが、内容はあまり把握していない
- 5ルールの内容をある程度把握している
- 5ルールの内容を把握している

## ◆5運用基準(5ルール)の理解度



主任監督員： 71名  
監督員： 42名  
現場技術員： 162名

⇒社内教育の徹底 および 建設業協会と連携した理解度向上策の検討

○各種情報提供資料を九州地方整備局のHPに掲載しています。

【掲載箇所】九州地方整備局HP

URL: [https://www.qsr.mlit.go.jp/site\\_files/file/r6kokyokoujinogenjo.pdf](https://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/r6kokyokoujinogenjo.pdf)

QRコードによるアクセス



スクリーンショットは、九州地方整備局の公式ウェブサイトの「事業者の方へ」セクションを示しています。ヘッダーには、ロゴ、検索機能、ナビゲーションメニュー（トップページ、防災に関する情報、私たちの仕事、地域・まちづくり、各種相談窓口、採用情報）が表示されています。赤枠で強調された「事業者の方へ」メニュー項目と、赤枠で強調された「公共工事の現状と今後の取り組み」セクションが確認できます。

国土交通省 九州地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kyushu Regional Development Bureau

https://katecs.jp/カタログダウンロード 標準 大 特大 背景色 白 サイト内検索

トップページ 防災に関する情報 私たちの仕事 地域・まちづくり 各種相談窓口 採用情報 事業者の方へ 採用情報

事業者の方へ

トップページ ▶ 事業者の方へ LINEで送る ポスト シェア

- 働き方改革に関する取り組み
- 入札・契約情報
- CALS/EC
- 工事・業務成績評定平均点 
- 工事及び業務の総合評価における現状の考え方

公共工事の現状と今後の取り組み

- 建設技術情報等
- 企業・現場従事者表彰等

**END**